果只都港湾局調宜安託標準怔悚青 新旧对照表		
新	IB	
昭和62年2月13日 港湾局長決定	昭和62年2月13日 港湾局長決定	
昭和62年4月1日 施 行	昭和62年4月1日施 行	
平成11年4月1日 改 正	平成11年4月1日 改 正	
平成22年4月1日 改 正	平成22年4月1日 改 正	
平成24年4月1日 改 正	平成24年4月1日 改 正	
令和7年9月1日 改 正		
三田木子子和准儿+学士	三田木子三十冊:佐儿 + 兰 + 土	
調査委託標準仕様書	調査委託標準仕様書	
令和7年9月	平成 24 年 4 月	
IN THE RELIEF TO A 1 A 1/4		
東京都港湾局	東京都港湾局	

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表		
新	IB III	
改正の概要	改正の概要	
最新の知見や技術動向等を踏まえ、仕様書の改正を行った。		
まな改正は、以下のとおり。 - 1. 1. 7 設計図書の支給及び点検を追加した。 - 1. 1. 9 打合せ等を見直した。 - 1. 2. 1 業務の着手を見直した。 - 1. 3. 8 業務管理を追加した。 - 1. 1. 4 環境対策を見直した。 - 1. 5. 4 著作権の譲渡等を見直した。 - 1. 5. 5 秘密の保持を見直した。 - 1. 5. 5 秘密の保持を見直した。 - 1. 5. 6 個人情報の取扱いを見直した。 - 1. 5. 7 環境により良い自動車利用を追加した。 - 1. 5. 8 機密情報流出防止対策の強化を追加した。 - 1. 5. 9 保険加人の義務を追加した。 - 2節 水質調査の表2-1 水質試験方法に「ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸」を追加した。 - 3節 底質調査の表2-2 底質試験方法に「1.4-ジオキサン」を追加した。	付属資料「主任技術者及び照査技術者の資格表」の偏考欄等の誤字修正を行った。	

新	IB	
目 次	目 次	
第1章 総 則 1	第1章 総 則1	
第 2 章 環境調査2 0	第 2 章 環境調査2 1	
第3章 環境生物調査39	第 3 章 環境生物調査3 8	
第 4 章 気象・海象調査4 6	第 4 章 気象・海象調査4 5	
第 5 章 磁気探査4 9	第 5 章 磁気探査4 8	
第6章 潜水探査52	第6章 潜水探査51	
第7章 港湾計画等調査54	第7章 港湾計画等調査53	
付属資料73	付属資料73	

新 	IB III
第1章 総 則	第1章 総 則
カ I 早	35 1 辛 N 心
第1節 一般事項	第 1 節 一般事項
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項1	1. 1. 1 適用範囲及び一般事項1
1. 1. 2 用 語 の 定 義1	1. 1. 2 用語の定義1
1. 1. 3 監 督 員	1. 1. 3 監 督 員2
1. 1. 4 代理人及び主任技術者3	1. 1. 4 代理人及び主任技術者3
1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施4	1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施
1. 1. 6 担当技術者5	1. 1. 6 担当技術者4
1. 1. 7 設計図書の支給及び点検5	1. 1. 7 提 出 書 類4
1. 1. 8 提出書類5	1. 1. 8 打 合 せ 等4
1. 1. 9 打 合 せ 等5	1. 1. 9 疑 義4
1. 1. 1 0 疑	1. 1. 10 軽微な変更4
1. 1. 11 資料の貸与、返還及び収集6	1. 1. 11 資料の貸与、返還及び収集4
1. 1. 12 関係官公庁その他への手続6	1. 1. 1 2 関係官公庁その他への手続 5
1. 1. 13 関連法令及び条例の遵守6	1. 1. 13 法令等の遵守5
1. 1. 14 調 査 の 中 止	1. 1. 14 調 査 の 中 止5
1. 1. 15 住民等に対する広報等7	1. 1. 15 住民等に対する広報等5
1. 1. 16 調査用設備に必要な土地、水面等8	1. 1. 16 調査用設備に必要な土地、水面等6
1. 1. 17 身分証明書8	1. 1. 17 身分証明書6
1. 1. 18 土地への立ち入り等8	1. 1. 18 土地への立ち入り等6
1. 1. 19 部 分 使 用8	1. 1. 19 部分使用6
1. 1. 20 再委託	1. 1. 20 再委託
1. 1. 21 基準面 9	1. 1. 21 基準面
第 2 節 着 手	第 2 節 着 手
1. 2. 1 業務の着手9	1. 2. 1 業務の着手7
1. 2. 2 現 場 指 揮9	1. 2. 2 現場指揮8
第3節 調査施行の適正化10	第3節 調査施行の適正化
1. 3. 1 業務計画書10	1. 3. 1 調 査 計 画 書8
1. 3. 2 工 程 管 理11	1. 3. 2 工 程 管 理9
1. 3. 3 調査用機械器具等 1 1	1. 3. 3 調査用機械器具等9
1. 3. 4 調査関係書類の常備11	1. 3. 4 調査関係書類の常備9
1. 3. 5 試験結果等の整理 1 1	1. 3. 5 試験結果等の整理9
1. 3. 6 調査記録写真11	1. 3. 6 調 査 記 録 写 真9
1. 3. 7 使用材料の品質 1 1	1. 3. 7 使用材料の品質9
1. 3. 8 業 務 管 理11	

新	IB	
第 4 節 安全管理1 2	第4節 安全管理10	
1. 4. 1 — 般 事 項	1. 4. 1 一般事項10	
1. 4. 2 交通及び保安上の措置1 2	1. 4. 2 交通及び保安上の措置	
1. 4. 3 事 故 防 止	1. 4. 3 事 故 防 止	
1. 4. 4 環 境 対 策	1. 4. 4 環 境 対 策	
1. 4. 5 現場の整理整頓14	1. 4. 5 現場の整理整頓11	
第5節 完 了14	第5節 完 了12	
1. 5. 1 跡 片 付 け14	1. 5. 1 跡 片 付 け	
1. 5. 2 成果の提出及び検査14	1. 5. 2 成果の提出及び検査1 2	
1. 5. 3 修 補1 5	1. 5. 3 補 正	
1. 5. 4 著作権の譲渡等15	1. 5. 4 著作権の譲渡等1 2	
1. 5. 5 秘密の保持15	1. 5. 5 秘密の保持13	
1. 5. 6 個人情報の取扱い16	1. 5. 6 個人情報の取扱い13	
1. 5. 7 環境により良い自動車利用1 7		
1. 5. 8 機密情報流出防止対策の強化1 7		
1. 5. 9 保険加入の義務19		

	新	IB	
第2章	環境調査		(第2章の前から記
713 – —	7K 70W-911		載位置を移動)
笋 1 筋	流況調査		
	1. 1 適 用 の 範 囲2 0		
	1. 2 調 査 準 備		
	1. 3 位 置 測 量		
	1. 4 流 況 観 測		
	1.5 解 析		
	1.6成果20		
2.	1. 7 照 查21		
第2節	水質調査 2 1		
	2. 1 適用の範囲		
	2. 2 調 査 準 備		
	2. 3 位 置 測 量		
-	2. 4 水 質 調 査		
	2.5分析22		
	2.6成果22		
۷.	2. 7 照 查2 2		
第3節	底質調査 2 7		
	3. 1 適 用 の 範 囲		
	3. 3 位 置 測 量		
-	3. 4 底 質 調 査		
	3.5分析27		
	3.6成果28		
	3. 7 照 查		
۷.	5. 7 照 直		
第4節	騒音調査		
2.	4. 1 適 用 の 範 囲		
	4. 2 調 査 準 備		
2.	4. 3 資料収集整理		
2.	4. 4 騒 音 調 査		
2.	4. 5 解析・検討33		
2.	4. 6 成 果		
2.	4. 7 協議・報告34		
2.	4.8 照 查		

新	IΒ	
第 5 節 振動調査3 4		
2. 5. 1 適 用 の 範 囲		
2. 5. 2 調 査 準 備3 4		
2. 5. 3 資料収集整理		
2. 5. 4 振 動 調 査3 4		
2. 5. 5 解析・検討35		
2.5.6成果35		
2. 5. 7 協議・報告35		
2. 5. 8 照 查3 5		
第6節 悪臭調査		
2. 6. 1 適 用 の 範 囲3 5		
2. 6. 2 調 査 準 備3 5		
2. 6. 3 資料収集整理		
2. 6. 4 悪 臭 調 査35		
2. 6. 5 解析・検討3 6		
2.6.6成果38		
2. 6. 7 協議・報告38		
2. 6. 8 照 查		

	新	la l	
## O ±			(第3章の前から記
第3草	環境生物調査		載位置を移動)
第1節	プランクトン調査		
3	1. 1 適 用 の 範 囲		
	1. 2 調 査 準 備		
	1. 3 位 置 測 量		
	1. 4 プランクトン調査		
	1. 5 分析、解析・考察		
	1. 6 成 果		
	1. 7 照 查4 0		
٥.			
第2節	卵・稚仔調査4 0		
3	2. 1 適 用 の 範 囲		
	2. 2 調 査 準 備		
	2. 3 位 置 測 量		
	2. 4 卵・稚仔調査		
	2. 4 第 福日副星 2. 5 分析、解析・考察 4 1		
	2. 6 成 果		
	2. 7 照 查		
٥.	2. / 派 且 1		
第3節	底生生物調査4 1		
2	3. 1 適 用 の 範 囲		
	3. 2 調 査 準 備		
٥. ع	3. 3 位 置 測 量		
э. З	3. 4 底生生物調査		
3. 3	3. 5 分析、解析・考察		
	3.6成果42		
	3. 7 照 查		
٥.	5. 1 /m <u>H</u>		
第4節	付着生物調査4 2		
3	4. 1 適 用 の 範 囲		
	4. 2 調 査 準 備		
	4. 3 位 置 測 量		
	4. 4 付着生物調査		
	4. 5 分析、解析・考察		
	4.6成果43		
	4. 7 照 查 4. 3		
٥.	· · · /		

新	IB	
第5節 藻場調査		
3. 5. 1 適 用 の 範 囲		
3. 5. 2 調 査 準 備		
3. 5. 3 位 置 測 量		
3. 5. 4 藻 場 調 査		
3. 5. 5 分析、解析・考察		
3. 5. 6 成 果		
3. 3. 7 照		
第 6 節 魚介類調査		
3. 6. 1 適 用 の 範 囲		
3. 6. 2 調 査 準 備		
3. 6. 3 位 置 測 量4 4		
3. 6. 4 魚 介 類 調 査4 4		
3. 6. 5 分析、解析・考察		
3. 6. 6 成 果		
3. 6. 7 照 查4 5		

	新	IB	
第4章	気象・海象調査4 6	j	(第4章の前から記 載位置を移動)
第1節	「 気象調査 4 6		
	1. 1 適 用 の 範 囲		
	1. 2 調 査 準 備46		
	1. 3 風向・風速観測4 6		
	1. 4 整 理		
	1.5成果46		
4.	1. 6 照 查47		
第2節	i 波浪調査		
4.	2. 1 適 用 の 範 囲		
4.	2. 2 調 査 準 備		
4.	2. 3 波高・波向観測4 7		
4.	2. 4 整 理47		
4.	2.5成果47		
4.	2.6 照 查47		
第3節	i 潮位調査4 8		
4.	3. 1 適用の範囲48		
4.	3. 2 調 査 準 備		
4.	3. 3 潮 位 観 測48		
4.	3.4整 理48		
4.	3.5成果48		
4.	3.6 照 查48		
Ì			1

新	la l	
		(第5章の前から記
第5章 磁気探査49		
		載位置を移動)
第1節 磁気探査4 9		
5. 1. 1 適 用 の 範 囲4 9		
5. 1. 2 探 査 準 備4 9		
5. 1. 3 基 準 点 測 量4 9		
5. 1. 4 磁 気 探 査4 9		
5. 1. 5 解 析		
5. 1. 6 成 果5 0		
5. 1. 7 照 查5 0		

		1
新	la l	
		(第6章の前から記
第6章 潜水探査52		
		載位置を移動)
第1節 潜水探査 5 2		
6. 1. 1 適 用 の 範 囲5 2		
6. 1. 2 探 査 準 備5 2		
6. 1. 3 設 標5 2		
6. 1. 4 潜 水 探 查		
6.1.5成果53		
6.1.6 照 查53		

新	IB	
第 7 亲。洪冰乱雨笑钿木		(第7章の頭から記
第7章 港湾計画等調査 5 4		載位置を移動)
第1節 港湾計画調査5 4		
7. 1. 1 適 用 の 範 囲5 4		
7. 1. 2 計 画 準 備5 4		
7. 1.3 現況特性等の把握5 5		
7. 1. 4 基本的方針の策定 5 9		
7. 1. 5 港湾利用の将来推計60		
7. 1. 6 施設計画及び土地利用計画60		
7. 1. 7 計画関連検討事項 6 3		
7. 1. 8 成 果65		
7. 1. 9 協議・報告65		
7. 1. 10 照 查6 5		
第 2 節 環境影響評価調査6 5		
7. 2. 1 適 用 の 範 囲65		
7. 2. 2 計 画 準 備66		
7. 2. 3 自然条件、 社会条件の把握6 6		
7. 2. 4 環境に関する現況把握6 7		
7. 2. 5 環境保全目標の検討6 9		
7. 2. 6 環境予測及び環境影響評価7 0		
7. 2. 7 成 果		
7. 2. 8 協議・報告72		
7. 2. 9 照 查7 2		

	新	丑女叩你干压你自	旧	備考欄
	第1章 総 則		第1章 総 則	
	第1節 一般事項		第1節 一般事項	
1. 1. 1 適用範囲及び一般事 項	(1) この標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、東京都港湾局が施行する環境調査、気象・海象調査、計画調査及び環境影響評価調査等に関する業務(以下「調査業務」という。)に係る委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 (3) 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書か	1. 1. 1 適用範囲及び一般事 項	(1) この標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、東京都港湾局が施行する環境調査、気象・海象調査、計画調査及び環境影響評価調査委託に係る委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 (3) 設計図書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書か	(修正)
	れた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。		れた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	
1. 1. 2		1. 1. 2		
用語の定義	標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 (1)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 (2)「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して委託者が回答する質問回答書をいう。	用語の定義	標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 (1)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 (2)「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。	(修正)
	(3)「標準仕様書」とは、特記仕様書で定める、各設計業務等を行う上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成し定めた図書をいう。			(追加)
	(4) 「特記仕様書」とは、 <mark>標準仕様書</mark> を補足し、当該調査業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。		(3)「特記仕様書」とは、契約書を補足し、当該調査業務の実施に関する明 細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。	(修正)
	(5)「図面」とは、入札に際して委託 <mark>者</mark> が示した設計図及び委託者から変更 又は追加された設計図をいう。		(4)「図面」とは、入札に際して委託が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。	(修正)
	(6)「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務の遂行上必要な事項に ついて書面をもって示し、実施させることをいう。		(5)「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務遂行上の必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	(修正)
	(7)「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。			(追加)
	(8)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督 員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。		(6)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督 員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをい う。	
	(9)「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。 (10)「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。		(7)「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。 (8)「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。	
	(LO) 「自日」 C IO、 共国に対し自由と U ノ C 日 ん U C C で V / O		(U) 「四日」とは、東国で対し自曲ともフィロんのことをいり。	

新	IB	備考欄
(11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託	(9) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託	
者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。	者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。	
(12) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、又は監督員が受託者に対し、調	(10) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他	(修正)
査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	の資料を説明し、差し出すことをいう。	
(13) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る事項について、	(11) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る事項について、	
書面をもって知らせることをいう。	書面をもって知らせることをいう。	
(14) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委	(12) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委	
託者若しくは監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって	託者若しくは監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって	
知らせることをいう。	知らせることをいう。	
(15)「書面」とは、発行年月日を記載し、 <mark>記名</mark> (署名又は押印 <mark>を含む)した</mark>	(13) 「書面」とは、手書き、印刷等によって意思を表示したものをいい、発	(修正)
ものを有効とする。なお、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類に	行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合	
ついては、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱うこととす	はファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し	
る。	替えるものとする。	
(16)「打合せ」とは、調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者	(14) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術	(修正)
等が web 会議を含む面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	者等が面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	
(17)「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を		(追加)
確認することをいう。		
(18) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務の完了を確認する	(15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務の完了を確認する	
ことをいう。	ことをいう。	
(19) 「検査員」とは、調査業務の完了の検査にあたって、契約書第7条の規	(16) 「検査員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第5条の	(修正)
定に基づき、検査を行う者をいう。	既定に基づき、検査を行う者をいう。	
(20) 「照査技術者」とは、標準仕様書(付属資料に示す主任技術者及び照査		(追加)
技術者資格表)及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関		
し、技術上の照査をつかさどる者で、受託者が定め、委託者に通知した者		
をいう。		
(21)「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を	(17) 「補正」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を	(修正)
発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	
(22) 「協力者」とは、受託者が <mark>調査</mark> 業務の遂行にあたって、再委託する者を	(18) 「協力会社」とは、受託者が調査業務の遂行にあたって、再委託する者	(修正)
いう。	をいう。	
(23)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他こ		(追加)
れに準ずる者をいう。		
(24) 「担当技術者」とは、調査業務の履行について主任技術者のもとで業務	(19) 「担当技術者」とは、調査業務等の履行について主任技術者のもとで業	(修正)
を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。	務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。	
	(21) 「JAS」とは、日本農林規格をいう。	(削除)
(25) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査に関する技術上の		(追加)
知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をい		
う。		

新		IB	備考欄
(26)「天災等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。 (27)「機密情報」とは、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報をいう。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び都と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。 (28)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製		(20) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。	(追加) (追加) (修正)
品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。	1. 1. 3		
 監督員 (1)委託者は、受託者の調査業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。 (2)監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めると 		(1) 委託者は、受託者の調査業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。 (2) 監督員は、委託から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるとこ	
ころにより、次に掲げる権限を有する。 ア 調査業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指 示、承諾、協議、回答等		ろにより、次に掲げる権限を有する。 ア 調査業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議等	(修正)
イ 調査業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、 その他契約の履行状況の監督 (3)監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う 監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督 員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は 主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員 に対して行うものとする。 (4)監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行につ いては、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。		イ 調査業務の進ちょくの確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督 (3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。 (4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。 (5) 委託は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。	(修正)
(5) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。 ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。			(追加)
1. 4 代理人及び主任技術 (1) 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通		(1) 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通	
者 知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。	者	知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。	

	東京都港湾局調	查委託標準仕様書	新旧対照表	
	新		П	備考欄
	(2)代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。 (3)前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。 (4)主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行う者をいう。 (5)主任技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)あるいは業務に該当する部門)又は付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者、又は		(2)代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。 (3)前第2項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。 (4)主任技術者は、契約図書等に基づき、技術上の義務の履行に関する一切の事項を管理する者をいう。 (5)主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)あるいは業務に該当する部門)又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で日	(修正)
	これと同等の能力と経験を有する技術者、シビルコンサルティングマネージャ(RCCM、業務に該当する部門)であり、日本語に堪能でなければならない。 (6) 主任技術者は、1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。 (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。 (8) 主任技術者は、調査が適正に行われるよう調査作業員等に、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。 (9) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。 (10) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならな		本語にたん能でなければならない。 (6) 主任技術者は、1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。 (7)主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に調整の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。 (8) 主任技術者は、調査が適正に行われるよう調査作業員等に、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。 (9) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。	(修正)
	い。 (11) 受託者は、屋外の調査業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、 衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。 また、調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。			(追加)
1. 1. 5 照査技術者及び照査 の実施	 (1)受託者は、主任技術者の他に調査業務における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。 (2)照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。 (3)照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目) 	1.1.5 照査技術者及び照査 の実施	者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。 (2) 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。	
	あるいは業務に該当する部門)又は、付属資料に示す「主任技術者及び照 査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。委託者が設 計図書において照査技術者の資格を定める場合は、その限りではない。		(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)あるいは業務に該当する 部門)又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格 を有する技術者でなければならない。また、「設計委託照査要領」(東京都	

	新		В	備考欄
	 (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。 (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。 (7) 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。 		港湾局)に基づき照査を行うものとする。 (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に差し出すものとする。 (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。	(修正) (修正) (追加)
1. 1. 6 担当技術者	 (1)受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)。 (2)担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 (3)担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。 	1. 1. 6 担当技術者	(1)受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名 その他必要な事項を監督員に通知するものとする。(主任技術者と兼務す るものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。 (2)担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 (3)担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。	
1. 1. 7 設計図書の支給及び 点検	 (1)受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。 (2)受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。 (3)監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。 			(追加) (追加) (追加)
1. 1. 8 提出書類	(1)受託者は、受託者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。 (2)委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	1.1.7 提出書類	(1)受託者は、請負者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。(2)委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	

	*************************************	全委 武標準仕禄書	旧	備考欄
1. 1. 9	न्।	1, 1, 8	IH 	אווי כיי מע
打合せ等	(1) 調査業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と 監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの とする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に 確認するものとする。 なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容につ いては、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。	打合せ等	(1) 設計業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と 監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの とする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に 確認するものとする。	(修正)
	(2) 調査業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。		(2) 設計業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員 は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録 簿に記録し、相互に確認するものとする。	(修正)
	(3) 監督員と主任技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材(パソコン、モニター、プロジェクター等)及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者の協議で決定する。受託者は、打ち合わせの都度、その内容を書面(打合せ記録簿)に記載し、相互に確認するものとする。		海に記録し、伯 <u></u> 佐唯説するものとする。	(追加)
	(4) 監督員と主任技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材(パソコン、モニター、プロジェクター等)及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者の協議で決定する。受託者は、打ち合わせの都度、その内容を書面(打合せ記録簿)に記載し、相互に確認するものとする。			(追加)
1. 1. <mark>10</mark> 疑 義	受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やか に監督員と協議するものとする。	1. 1. 9 疑 義	受託者は、業務の方針について疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議し明確にするものとする。	(追加)
		1. 1. 10 軽 微 な 変 更	調査の実施に当たり現地の状況により、作業に重大な影響のない軽微な変更は、監督員と協議のうえ施行するものとする。 ただし、この場合の変更は、契約金額を増減しないものとする。	(削除)
1. 1. 11 資料の貸与、返還及び 収集	(1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。 ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受		(1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。 ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受	

果只 和 冷湾向調宜安託標準怔悚音 新旧 刈 照衣 新				
	託者に貸与することができる。 2) 受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。 3) 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。 万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。 4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。		 託者に貸与することができる。 (2) 受託者は、貸与された図書及び関係資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。 (3) 受託者は、貸与された資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。 (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。 	
の手続(2	1) 受託者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。 2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。	1. 1. 12 関係官公庁その他へ の手続	(1) 受託者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。 (2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。	
	1)受託者は、関係諸法令・諸条例を遵守し、当該設計業務の円滑な進捗を 図るものとする。	1. 1. 13 法令等の遵守	(1) 受託者は、当該調査に関する諸法令を遵守し、調査の円滑な進ちょくを 図らなければならない。	
	1) 契約書第12条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 ア 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 イ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不適当と認めた場合 ウ 環境問題等の発生により調査の続行が不適当又は不可能となった場合 エ 天災等により調査の対象箇所の状態が変動した場合 オ 第三者及びその財産、受託者並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合 2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等には、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 3) 前第2項の場合において、受託者は調査業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。	1. 1. 14 調査の中止	合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 ア 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 イ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不適当と認めた場合 ウ 環境問題等の発生により調査の続行が不適当又は不可能となった場合 エ 天災等により調査の対象箇所の状態が変動した場合 オ 第三者及びその財産、受託者並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合 (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等には、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。	(修正)

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表				
	新		IB	備考欄
1. 1. 15		1. 1. 15		
住民等に対する広報	(1) 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、	住民等に対する広報	(1) 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、	
等	監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これら	等	監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これら	
	の交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならな		の交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならな	
	√√°,		ν _°	
	(2) 受託者は、調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義		(2)受託者は、調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義	
	に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものと		に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものと	
	し、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。		し、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	
	(3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行う		(3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行う	
	べき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面に		べき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面に	
	より随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。		より随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	
	(4) 受託者は、調査業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を		(4) 受託者は、調査業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を	
	条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地		条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地	
	元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとす		元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとす	
	る。		る。	
	(5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する			(追加)
	必要が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。			
	なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものと			
	する。			
1. 1. 16		1. 1. 16		
調査用設備に必要な	調査及び設備等に必要な土地、水面等は、受託者の責任において使用権を	調査用設備に必要な	調査用設備に必要な土地、水面等は、受託者の責任において使用権を取得	(修正)
土地、水面等	取得し、受託者の費用負担において使用するものとする。	土地、水面等	し、受託者の費用負担において使用するものとする。	
1. 1. 17		1. 1. 17		
身分証明書	受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添		 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添	
	えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明		えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明	
	書を発行するものとする。		書を発行するものとする。	
	なお、作業完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。		なお、調査完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。	
1. 1. 18		1. 1. 18		
土地への立入り等	(1) 受託者は、調査業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入	土地への立ち入り等	(1) 受託者は、調査業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立ち	(修正)
	る場合は、関係者と十分な協調を保ち、設計業務が円滑に <mark>進捗</mark> するよう努		入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、調査業務が円滑に進ちょくする	
	めなければならない。		ように努めなければならない。	
	なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合		なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合、	
	には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。		あるいは地元関係者から業務の実施に関して苦情があった場合には、直ち に監督員に報告し、協議しなければならない。	
	(2) 前第1項の立入りを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携		(2) 前第1項の立入りを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携	
	帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。		帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

	新		П	備考欄
	(3) 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地 もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものと し、所有者の許可を得るものとする。 (4) 前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担につい ては、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。		(3) 受託者は、調査業務実施に伴い次の場合、あらかじめ監督員に報告し、所有者の承諾を得て行わなければならない。 ア 植物伐採、かき、さく等の除去 イ 土地若しくは工作物を一時使用する場合等 (4) 前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担については、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。	(修正)
1. 1. 19		1. 1. 19		
部分使用	(1)委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。(3)受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。	部分使用	(1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。 なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。 (2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。	
1. 1. 20		1. 1. 20		
再 委 託	(1)契約書第3条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、 受託者は、これを再委託することはできないものとする。 ア 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術 的判断 イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断 (2)受託者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、トレース、資 料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要	再 委 託	(1) 契約書第4条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、 受託者は、これを再委託することはできない。 ア 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術 的判断 イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断 (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型 製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としない。	(修正)
	としないものとする。 (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。 (4) 受託者は、調査業務等を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にするものとする。また、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。 なお、協力者が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。 (5) 受託者は、前第4項に規定する調査業務を再委託する場合は、協力者の調査業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。		(3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。 (4) 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとする。また、協力会社に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。なお、協力会社が東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。 (5) 受託者は、前第4項に規定する設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。	
1. 1. 21		1, 1, 21		
基準面	(1)水準点の標高は、設計図書に定めのある場合を除き、原則としてA.P. (荒川工事基準面)を用いるものとする。 (2)島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。		(1) 水準点の標高は、設計図書に定める場合を除き、原則としてA. P. (荒川工事基準面)を用いるものとする。 (2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。	

	新	宜安 託標準怔悚書	計 利山 刈 照衣 旧	備考欄
	第2節 着 手		第2節 着 手	
1. 2. 1		1. 2. 1		
業務の着手	(1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が調査業務の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。		(1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは代理人、主任技術者が調査業務等の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。	(修正)
	(2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務については、テクリスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。		(2) 受託者は、契約金額 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、提出の期限は、次のとおりとする。ア契約時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。イ完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。ク業務履行中に契約時登録データの変更・訂正があった場合の変更データの提出期限は、変更・訂正があった日から 10 日以内とする。エ変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。オ(財)日本建設情報総合センターへの登録にさいし、該当する業務区分がない場合は、自主登録等とし、その旨を監督員に報告すること。カ受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 全登録期限は、土曜日、日曜日、祝日を除く。	(修正)
1, 2, 2 現場 場 指 揮	(1)受託者は、契約の履行に当たり、調査等の目的を十分理解したうえで、適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。(2)受託者は常に現場にあって調査に関する一切の事項を管理しなければならない。	1. 2. 2 現 場 指 揮	(1)受託者は、契約の履行に当たり、調査等の目的を十分理解したうえで、適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。(2)受託者は常に現場にあって調査に関する一切の事項を管理しなければならない。	
	第3節 調査施行の適正化		第3節 調査施行の適正化	
1.3.1 業務計画書	(1) 受託者は、契約後速やかに調査実施に必要な業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、受託者は、業務計画書を遵守し作業に当たらなければならない。 (2) 受託者は、業務計画書に次の事項について記載しなければならない。	1.3.1 調査計画書	(1) 受託者は、契約後速やかに調査実施に必要な調査計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、受託者は、調査計画書を遵し作業に当たらなければならない。 (2) 受託者は、調査計画書に次の事項について記載しなければならない。	(修正)

	果只都港湾局調 企委 託標準 仕 禄書 新旧对照表 ————————————————————————————————————				
	なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するもの		なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するもの	備考欄	
	とする。		とする。		
	ア 業務概要(委託件名、作業量、作業地域、契約月日、納期等)		ア 業務概要(委託件名、作業量、作業地域、契約月日、納期等)		
	イ 実施方針(セキュリティに関する対策を含む)		イ 実施方針		
	ウ 業務工程表		ウ 業務実施計画表(実施工程表)		
	エ 業務組織計画(作業編成・名簿)		エ 業務組織計画(作業編成・名簿)		
	オ 打合わせ計画		オ 打合わせ計画		
	カー成果物の内容、部数		カー成果品の内容、部数		
	キ 使用する主な基準及び図書		キ 使用する主な基準及び図書		
	ク 連絡体制 (緊急時含む)		ク 連絡体制 (緊急時含む)		
	ケ 記録写真撮影計画		ケ 記録写真撮影計画		
	コー安全管理		コー安全管理		
	サ 精度管理		サー精度管理		
	シ 使用する主な機械		シ 使用する主な機械		
	ス 仮設備計画		スーその他	(追加)	
	セ 施設 (検潮所、試験室等)			(追加)	
	ソ 建設副産物対策関連書類(該当する場合)			(追加)	
	ター環境保全対策			(追加)	
	チ 個人情報の取扱い(1.5.6個人情報の取扱い参照)			(追加)	
	ツ 機密情報の取扱い(1.5.8機密情報流出防止対策の強化参照)			(追加)	
	テ 地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応			(追加)	
	及び連絡体制(該当する場合)				
	ト 照査計画(該当する場合)			(追加)	
	ナーその他				
	(3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし		(3) 受託者は、調査計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該	(修正)	
	たうえ、その都度、監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。		業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督員に提出		
			するものとする。		
	(4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な調査計画に係		(4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な調査計画に係		
	わる資料を提出しなければならない。		わる資料を提出しなければならない。		
1. 3. 2		1. 3. 2			
工程管理	 (1)受託者は、実施工程表の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業	工程管理	 (1)受託者は、実施工程表の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業		
<u> </u>	務の着手前に変更する事項を記載した変更実施工程表を監督員に提出す	·-	務の着手前に変更する事項を記載した変更実施工程表を監督員に提出す		
	るものとする。		るものとする。		
	(2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程		(2)実施工程表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程		
	表を提出しなければならない。		表を提出しなければならない。		
	(3) 設計図書で特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議		(3) 設計図書で特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議	(修正)	
	し、工程の進捗を図らなければならない。		し、工程の進ちょくを図らなければならない。	(12 112)	

	新	国安 武 禄华让怀着	旧	備考欄
 1.3.3 調査用機械器具等 1.3.4 調査関係書類の常備 	調査用機械器具等調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査、試験に適するものを使用するものとする。 ただし、監督員が不適当と認めたときは、監督員の指示に従わなければならない。 受託者は、調査業務に関する作業日報等関係書類を整備し、随時監督員が	1. 3. 4		(修正)
1.3.5 試験結果等の整理	点検できるよう整理しておかなければならない。 各種の調査、試験結果及び監督員の承諾事項等は、正確に記録して監督員 の指示により提出できるよう整理しておかなければならない。	1.3.5 試験結果等の整理	整備しておかなければならない。 各種の調査、試験結果及び監督員の承諾事項等は、正確に記録して監督員 の指示により提出できるよう整理しておかなければならない。	
1. 3. 6 調 査 記 録 写 真	受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に適宜、調査状況 写真を撮影して、調査完了の際に提出するものとする。	1.3.6 調査記録写真	受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に適宜、調査状況 写真を撮影して、調査完了の際に提出するものとする。	
1.3.7 使用材料の品質	受託者は、調査業務に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、委託者が別途定める「土木材料仕様書」によ <mark>るものとする</mark> 。		受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。	(修正)
1.3.8 業務管理	 (1)受託者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。 (2)受託者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。 (3)受託者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。 (4)受託者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。 			(追加)
	第4節 安全管理		第4節 安全管理	
1.4.1 般事項	(1)受託者は、港湾工事安全施工指針(改訂 7版)(平成 28年3月)、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課令和4年2月)、建設		(1)受託者は、港湾工事安全施工指針(国土交通省港湾局監修平成20年3月)、土木工事安全施工指針(国土交通省大臣官房技術調査課監修平成13	(修正)

	*************************************	<u> </u>	新山 对 照表 旧	 備考欄
T	工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日)			J用 行 们料
	工事公永災害的正対東安綱(<u>国工父通省音小第 496 亏令和</u> 几年 9月 2日) 及び建設機械協会施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課、総		年3月)、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省建設事務次官通達、平成 5年1月12日)及び建設機械協会施工安全技術指針(国土交通省大臣官	
	全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならな		「大人間調査は、総合政策局建設地正画課題建、一成 17 年 3 月)を参考に して常に調査の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図	
	主に田思して現場自住を行い、事政及び災害の防止を図りなりればなりない。		して市に調査の女主に由思して現場自座を行い、事政及の及音の防止を図 らなければならない。	
	• •		うなりればなりない。 (2) 受託者は、本調査委託が他の工事等と競合又は隣接する場合は、相互に	(削除)
			調整を図り安全管理に万全を期さなければならない。	(1441/47)
	(2) 受託者は、調査業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うも		(3)豪雨、出水、海象気象その他天災に対しては、平素から気象予報などに	(修正)
	のとする。		ついて十分な注意をはらい、常に災害を最小限にくい止めるための次の安	(1/ 444)
			全体制を確立しておかなければならない。	
	ア 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。		ア 気象情報 (濃霧を含む)等の取得体制の構築と作業中止等の判断への	(修正)
	イ 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安		活用	
	全な場所に避難させるものとする。		イ 作業中止の判断基準及び判断者	(修正)
			ウ 作業員等の退避行動と事前の通知	(削除)
			エ 救命器具等の備付	(削除)
			オーその他	(削除)
	(3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応			(追加)
	急措置を行った後、注意して行うものとする。			
	(4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する		(4)火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取	(修正)
	旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。		扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければ	
			ならない。	
1. 4. 2		1. 4. 2		
交通及び保安上の措	受託者は、調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近	交通及び保安上の措	受託者は、調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近	
置	住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全を確保すること。また、	置	住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全を確保すること。また、	
	調査作業中、水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のな		調査作業中、水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のな	
	いよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。		いよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	
	ア 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止する		ア 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止する	
	ため必要な措置を講じなければならない。		ため必要な措置を講じなければならない。	
	イ 受託者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図		イ 受託者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図	
	らなければなない。		らなければなない。	
	ウ 受託者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、		ウ 受託者は、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境	(修正)
	調査職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。		の保全に努めなければならない。	
	エ 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協		エ 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協	
	調して業務を遂行しなければならない		調して業務を遂行しなければならない	
1. 4. 3		1. 4. 3		
事故防止	(1) 受託者は、調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員に	事 故 防 止	(1) 受託者は、調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員に	
	安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。		安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	

新 旧 備者欄 (2) 受託者は、調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、 (2) 受託者は、調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、 労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 (3) 受託者は、調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる (3) 受託者は、調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる 事項を厳守しなければならない。 事項を厳守しなければならない。 ア 受託者は、調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。 ア 受託者は、調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導 従い、必要な措置を講じなければならない。 に従い、必要な措置を講じなければならない。 イ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁 イ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁 止しなければならない。 止しなければならない。 (4) 受託者は、調査業務の実施にあたって、次の事項を守り交通及び保安上 (4) 受託者は、調査業務の実施にあたって、次の事項を守り交通及び保安上 十分な注意をはらわなければならない。 十分な注意をはらわなければならない。 ア 関係官公署の指示事項を遵守し十分な施設をするとともに、特に必 ア 関係官公署の指示事項を遵守し十分な施設をするとともに、特に必 要に応じて、交通保安要員等を配置するなどして保安上配慮するもの 要に応じて、交通保安要員等を配置するなどして保安上配慮するもの とする。 とする。 イ 調査実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があると イ 調査実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があると きは、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指 きは、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指 定の表示を行うものとする。 定の表示を行うものとする。 ウ 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業 ウ 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業 区域への船舶の進入が予想される場合等、航行船舶に十分注意し、見張 区域への船舶の進入が予想される場合等、航行船舶に十分注意し、見張 り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。 り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。 (5) 調査実施中に事故等が発生したときは、応急措置等所定の措置を講ずる (5) 調査実施中に事故等が発生したときは、応急措置等所定の措置を講ずる とともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等につい とともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等につい て遅滞なく監督員に報告すること。また監督員から指示する様式により事 て遅滞なく監督員に報告すること。また監督員から指示する様式により事 故報告書を速やかに提出しなければならない。 故報告書を速やかに提出しなければならない。 1, 4, 4 1, 4, 4 環 境 対 策 (1) 受託者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行に 環 境 対 策 受託者は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98条)「振動規制法」(昭和| (修正) より発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を 51年法律第64号)及びこれに伴う各施行令、施行規則並びに東京都公害 業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとす 防止条例(昭和44年東京都条例第97号)同施行規則等の公害関係法令を る。 遵守し、適切な公害防止の措置を講じなければならない。 (2) 受託者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場 また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官 合、直ちに応急措置を講じ、調査職員に通知するものとする。また、受託 通達、昭和62年4月)を参考にして、調査に伴う騒音振動の防止及び生活 者は、必要な環境保全対策を立て調査職員の承諾を得て、又は調査職員の 環境の保全に努めなければならない。 指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。 (3) 受託者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及 び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。 (4) 受託者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとす る。また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場 合は、受託者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

	新	省安 託保华 仁 依書	· 新山为熙衣 旧	備考欄
1.4.5 現場の整理整頓	(1)受託者は、調査実施中、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理し、又は現場外に搬出し現場内は常に整理整頓をしておかなければならない。 (2)現場発生材は、監督員の指示に基づき、所定の場所に運搬及び整理を行い監督員の確認を受けなければならない。	1.4.5 現場の整理整頓	(1) 受託者は、調査実施中、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理し、又は現場外に搬出し現場内は常に整理整とんをしておかなければならない。 (2) 現場発生材は、監督員の指示に基づき、所定の場所に運搬及び整理を行い監督員の確認を受けなければならない。	
	第5節 完 了		第5節 完 了	
1.5.1 跡 片 付 け	受託者は、調査完了に際して、その責任と費用負担において、一切の受託 者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け清掃し、かつ整然とし た状態にするものとする。	1.5.1 跡 片 付 け	受託者は、調査完了に際して、その責任と費用負担において、一切の受託 者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け清掃し、かつ整然とし た状態にするものとする。	
1.5.2 成果の提出及び検査	(1) 受託者は、調査業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。	1.5.2 成果の提出及び検査	(1)受託者は、調査業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。(2)受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。	(削除)
	(2) 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。 (3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、代理人及び主任技術者を検査に立ち会わせなければならない。 (4) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合においては、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。 (5) 委託者は、調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。		(3)受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、主任技術者を検査に立ち会わせなければならない。 (4)受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合においては、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。 (5)委託者は調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。	(追加) (修正)
1. 5. 3 補	(1) 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。	1.5.3 補 正	(1) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに補正を行うものとする。	(修正)
	(2) 委託者は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示できるものとする。		(2) 委託者は、補正の期限を定めて指示できるものとする。	(修正)

	新	企 委託標準仕禄書	旧	備考欄
	ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立 てができるものとする。 (3) 委託者が修補を指示した場合において、修補の完了の確認は委託者の指 示に従うものとする。			(追加)
1.5.4 著作権の譲渡等	(1) 受託者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、委託者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、委託者と協議するものとする。この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、委託者、受託者で協議して決定するものとする。 (2) 受託者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第 12 条	1. 5. 4 著作権の譲渡等	(1) 受託者は成果物が、著作権法(昭和48年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。 (2) 委託者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。	(修正)
	に基づき委託者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に委託者の承諾を得るものとする。		(3) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。 (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。 (5) 受託者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複写し、また、1.5.5秘密の保持の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。 (6) 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及び	
1. 5. 5 秘密の保持	(1) 受託者は、調査設計業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはなら	1. 5. 5 秘密の保持	データベース (著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。) について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。 (1) 受託者は、調査業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならな	(修正)
	ない。		い。 (2)受託者は成果物の発表に際しての秘密の保持については、1.5.4第 5項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。	(削除)
	(2) 受託者は、当該業務の成果 (業務処理の過程において得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。			(追加)

		宜安 武保华仏探音		H+ -+z 188
	新		В	備考欄
	(3)受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得			(追加)
	た情報を「1.3.1業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載			
	される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用して			
	はならない。			
	(4) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得			(追加)
	た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。			
	(5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理す			(追加)
	るとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、			
	委託者の許可なく複製・転送等しないこと。			
	(6)受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電			(追加)
	子媒体)について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこ			
	& .			
	(7)受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への			(追加)
	漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを			
4 - 0	速やかに委託者に報告するものとする。	4 5 0		
1. 5. 6	(1) #4###################################	1. 5. 6		()#14n)
個人情報の取扱い	(1)基本的事項	個人情報の取扱い		(追加)
	受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するようの個人情報の限期となります。			
	理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないとう。個人情報の促業に関すては独(平成 15 年は伊第 57			
	ることのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の			
	個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。			
	(2) 秘密の保持			(追加)
	受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみ			(AE/III)
	だりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約			
	が終了し、又は解除された後においても同様とする。			
	(3) 取得の制限			(追加)
	受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得する			(3.17)
	ときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならな			
	い。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で			
	個人情報を取得しなければならない。			
	(4)利用及び提供の制限			(追加)
	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事			
	務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用			
	し、又は提供してはならない。			
	(5) 複写等の禁止			(追加)
	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事			
	務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料			
	等を複写し、又は複製してはならない。			

新	標準仕様書 新旧対照表 □	備考欄
(6) 再委託の禁止 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において		(追加)
必要な措置を講ずるものとする。 (7) 事案発生時における報告 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとす		(追加)
る。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (8) 資料等の返却等 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、 又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、 この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示し		(追加)
たときは、当該指示に従うものとする。 (9) 管理の確認等 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。		(追加)
(10) 管理体制の整備 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者 を特定するなど管理体制を定めなければならない。		(追加)
(11) 従事者への周知 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による 事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要 な事項を周知しなければならない。		(追加)
	(1) 東京都が賃与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都の保有個人情報であり、東京都の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。	
	(2) 委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、また、その他東京都保有個人情報が記載された資料(電子媒体に記録されたものを含む。)を東京都に提出するものとする。	(削除)

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表			
	新	IΒ	備考欄
1. 5. 7 環境により良い自動 車利用	調査業務等の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。 なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。		(追加)
1. 5. 8 機密情報流出防止対策の強化	(1)受託者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。 (関係法令等の遵守) 機密情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。 (機密情報の目的外使用の禁止) 受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う機密情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導) ア 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し機密情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。 イ 受託者は、社員等の退職後においても機密情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 ウ 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた機密情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 (契約終了時等における機密情報の返却) 受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた機密情報(委託者の許可を得て複製した機密情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した機密情報についても同様とする。		(追加)

		:託標準仕様書 新旧対照表 	准老棚
	新	<u>IB</u>	
	(電子情報の管理体制の確保)		
	ア 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情		
	報管理責任者」という。)を選任及び配置し、業務計画書に記載するも		
	のとする。		
	イ 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければな		
	らない。		
	(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキ		
	ュリティ対策		
	(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策		
	(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策		
	(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)		
	受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為を		
	してはならない。		
	ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用		
	イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用		
	ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存		
	エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送		
	オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送		
	(事故の発生時の措置)		
	ア 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う機密情報について何らか		
	の事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け		
	出るものとする。		
	イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ		
	上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。		
	ウ 委託者は、受託者の機密情報の管理体制等について、必要に応じ、報		
	告を求め、検査確認を行う場合がある。		
1. 5. 9			(追加)
保険加入の義務	(1)受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年		,,
	金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者		
	とするこれらの保険に加入しなければならない。		
	(2) 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなけれ		
	ばならない。		
		I e	

新	IB		
	第2章 環境調査15	(表紙の次の目次へ	
	第1節 流況調査	移動)	
	2. 1. 1 適用の範囲		
	2. 1. 2 調		
	2. 1. 4 流 況 観 測		
	2. 1. 5 解 析		
	2. 1. 7 照 查		
	第 2 節 水質調査		
	2. 2. 2 調 査 準 備		
	2. 2. 3 位 置 測 量		
1	2. 2. 5 分 析		
1	2. 2. 6 成 果		
	第 3 節 底質調査 2 1		
	2.3.1 適用の範囲21 2.3.2 調査準備21		
	2. 3. 3 位 置 測 量		
	2. 3. 4 底 質 調 査		
	2. 3. 6 成 果		
	2. 3. 7 照 查		
	2. 4. 1 適用の範囲		
	2.4.2調查準備27 2.4.3資料収集整理27		
	2. 4. 4 騒 音 調 査		
	2. 4. 5 解析 · 検討		
	2.4.6 成 果		
	2.4.8 照 查		
	第 5 節 振動調査		
	2. 5. 2 調 査 準 備		
	2. 5. 3 資料収集整理		
	2. 5. 5 解析・検討28		
	2.5.6成 果		
	2. 5. 8 照 查		
	第6節 悪臭調査		
	2. 6. 2 調 査 準 備		
	2. 6. 3 資料収集整理		
	2. 6. 5 解析・検討29		
	2.6.6 成 果		
	2. 6. 8 照 查		

	新		В	備考欄
	第2章 環境調査		第2章 環境調査	
	第1節 流況調査		第1節 流況調査	
2. 1. 1 適用の範囲	本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	2.1.1 適用の範囲	本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
2.1.2 調 査 準 備	受託者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。	2.1.2 調査準備	受託者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に 必要な準備を行わなければならない。	
2.1.3 位 置 測 量	 (1)受託者は、観測に先立ち監督員に観測位置の承諾を得なければならない。 (2)受託者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。また、設置方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (3)本測量においてGNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。 	2.1.3 位置测量	(1)受託者は、観測に先立ち監督員に観測位置の承諾を得なければならない。(2)受託者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。また、設置方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。	(追加)
2. 1. 4 流 況 観 測	 (1)受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器 に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、 承諾を得なければならない。 (2)受託者は、設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を 行わなければならない。 (3)受託者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めに より点検・保守を実施しなければならない。 	2.1.4 流 況 観 測	 (1)受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (2)受託者は、図面及び設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。 (3)受託者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。 	(修正)
2.1.5解析	受託者は、設計図書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。	2.1.5 解析	受託者は、設計図書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。	
2.1.6 成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数 及びその他必要事項は、その定めによるものとする。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監	2.1.6	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、	

	新	丑 女 10	旧	備考欄
	督員に提出しなければならない。 ア 件名 イ 調査場所 ウ 調査期間 エ 調査位置図 オ 調査機器 カ 調査方法(位置測定方法、流況測定方法) キ 調査結果の整理及び解析 ク 調査結果と考察		監督員に提出しなければならない。 ア 件名 イ 調査場所 ウ 調査期間 エ 調査位置図 オ 調査機器 カ 調査方法(位置測定方法、流況測定方法) キ 調査結果の整理及び解析 ク 調査結果と考察	
2.1.7照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と流況調査内容の適切性 (2)測定記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	2.1.7照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と流況調査内容の適切性 (2)測定記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他	(修正)
2. 2. 1 適用の範囲	第2節 水質調査 本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	2. 2. 1 適 用 の 範 囲	第2節 水質調査 本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
2. 2. 2 調 査 準 備	調査準備は、2. 1. 2調査準備を適用する。	2. 2. 2 調 査 準 備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	
2.2.3 位置测量	(1) 受託者は、調査に先立ち監督員に調査位置の承諾を得なければならない (2) 受託者は、本調査において GNSS を使用する場合は、調査の実施区域 において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾 を得なければならない。	2.2.3 位置测量	(1) 受託者は、調査に先立ち監督員に調査位置の承諾を得なければならない。 (2) 受託者は、本調査において G. P. S を使用する場合は、当該受託調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。	(修正)
2.2.4 水質調査	(1)受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器 に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、 承諾を得なければならない。 (2)採水・観測 ア 受託者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により	2.2.4 水質調査	(1)受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。(2)採水・観測ア 受託者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法に	(修正)

	新		備考欄		
	採水・観測しなければならない。 イ 受託者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。 (ア)表層 海面下 0.5 m (イ)中層 水深の 1/2 (ウ)下層 海底面上 1.0 m (3)受託者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。 (4)受託者は、採取した試料に対し「表2-1水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。			より採水・観測しなければならない。 イ 受託者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。 ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。 (ア) 表層 海面下 0.5 m (イ) 中層 水深の 1/2 (ウ) 下層 海底面上 1.0 m (3)受託者は、関係法令に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。 (4)受託者は、採水した試料に対し「表2-1水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。	(修正)
2. 2. 5分	(1) 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行わなければならない。 (2) 受託者は、「表2-1 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。 なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。 (3) 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督員に通知しなければならない。 (4) 試験機関 受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。 (5) 観測結果の整理及び解析 受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。	2. 2. 5分	析	 (1)受託者は、設計図書に定める項目の試験を行わなければならない。 (2)受託者は、「表2-4 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。 なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。 (3)受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督員に通知しなければならない。 (4)試験機関受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。 (5)観測結果の整理及び解析受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。 	(修正)
2. 2. 6 成	成果物は2.1.6成果を適用するものとする。	2. 2. 6 成	果	成果物は2.1.6成果を適用するものとする。	
2. 2. 7照	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と <mark>水質</mark> 調査内容の適切性 (2)試験結果と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他 <mark>設計図書に定める事項</mark>	2. 2. 7照	査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と流況調査内容の適切性 (2) 試験結果と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	(修正)

		新	IB				
		表 2 - 1 水質試験方法		表 2 - 1 水質試験方法			
	試 験 項 目	試 験 方 法		試 験 項 目	試 験 方 法	(修正)	
	気 温	IIS K 0102 7.1	現	気 温	JIS K 0102 (1998) 7.1		
現	水温	JIS K 0102 7.1	場	水温	JIS K 0102 (1998) 7.2		
場	色相	JIS 標準色票	川川	色相	JIS 標準色票		
測		JIS K 0102 10.1	定	臭 気	JIS K 0102 (1998) 10.1		
定	臭 気	海洋観測指針 5.3	頂面	塩 分	海洋観測指針 8.2(サリノメーター法)		
項	塩分			透明度	海洋観測指針(1993)4.1		
目	透明度	海洋観測指針 3.2	│ ┃	濁 度	JIS K 0101 (1998)9.4 又は水中濁度計 YPC-1D		
	濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4 又は水中濁度計		水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (1998) 12.1		
	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれ同程度の計測結果の得られる方法		溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (1998) 32.1		
	溶存酸素(DO)	IIS K 0102 32 又は隔膜電極を用いる光学式センサを用いる水	生	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 (1998) 21		
	俗行政系(DO)	質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られ	活	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 (1998) 17		
Ė		る方法	環	浮遊物質(SS)	環告第 59 号付表 8		
舌	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21	境	大腸菌群数	環告第59号別表 2.1.1 備考4又は厚生省・建設省令第1号		
睘	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17	項	全窒素	JIS K 0102 (1998) 45.2,45.3 又は 45.4		
竟	浮遊物質(SS)	環告第 59 号付表 <mark>9</mark>	目	全りん	JIS K 0102 (1998) 46.3		
頁	大腸菌数	環告第 59 号別表 10		Nn-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表9又は昭和49年9月30日環告第64号付表4		
	全窒素	JIS K 0102 45.2,45.3,45.4 又は 45.6(45 の備考 3 を除く。)		亜鉛	JIS K 0102 (1998) 53		
	全りん	JIS K 0102 46.3(46 の備考 9 を除く。)		カドミウム	JIS K 0102 (1998) 55		
	Nn-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4		全シアン	JIS K 0102 (1998) 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3		
	亜鉛	IIS K 0102 53		鉛	JIS K 0102 (1998) 54		
	カドミウム	JIS K 0102 (1998) 55.2, 55.3 又は 55.4		六価クロム	JIS K 0102 (1998) 65.2		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2(38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2、		砒素	JIS K 0102 (1998) 61.2 又は 61.3		
	<u> </u>	38.1.2 及び 38.3、38.1.2 及び 38.5 又は環告第 59 号付表 1		総水銀	環告第 59 号付表 1		
	鉛	JIS K 0102 54	h-1-	アルキル水銀	環告第 59 号付表 2		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2(65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)	健	ポリ塩化ビフェニール (PCB)			
		ただし次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3	康	ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.2		
		による。	 項	四片/14出事	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5		
建		1 65.2.1 による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを 用いること。	^円	1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1 又は 5.3.2		
挭		2 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 による場合(65.の備考 11 の b)	目	トリクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5		
頁		による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分	等	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5		
		(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して ************************************		1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.2		
1		添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認 すること。		シス-1. 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.2		
车		3 65.26 により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めると		1. 1. 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5		
		ころによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又は b)に定める操作を		1. 1. 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5		
		行うこと。		1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.1		
	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4		チウラム	環告第 59 号付表 4		
	総水銀	環告第 59 号付表 2		シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2		
	アルキル水銀	環告第 59 号付表 3				'	
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第 59 号付表 4					
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2					

新

表 2-1 水質試験方法

	衣 Z 一 1 小貝						
	試験項目	試 験 方 法					
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5					
	1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2					
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5					
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5					
	1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2					
	シス-1. 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2					
	1. 1. 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5					
	1. 1. 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5					
	1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1					
	チウラム	環告第 59 号付表 5					
健	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2					
康	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2					
項目等	ベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.2					
	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5(硝酸性)					
-11		JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)					
	フッ素	JIS K 0102 34.1(34 の備考 1 を除く)若しくは 3					
		4.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水 素が多量に含まれる試料をを測定する場合は、蒸留試薬溶液					
		糸が多重に含まれる畝科をを側足りる場合は、然苗試業俗板					
		リウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水					
		を加えて 1000ml としたものを用い、JIS K 0176-6 図 2 注記					
		アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 34.1.1 c)(注(2)					
		第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及び イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないこと					
		イオングロマトグラフ伝で奶苦となる物質が共存しないこと を確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告					
		第 59 号付表 7					
	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4					
	1.4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8					
	フェノール類	JIS K 0102 28.1(28 の備考 2 及び備考 3 並びに 28.1.3 のただし書以降を除く。)					
特	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5					
殊	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4					
項	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5					
目	クロム	JIS K 0102 65.1					
	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しく					
		は EPN は JIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、					
		メチルジメトンは環告第 64 号付表 2					

表 2-1 水質試験方法

		1
	試 験 項 目	試 験 方 法
	チオベンカルブ	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
h±	ベンゼン	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2 又は 5.3.2
健康項目等	セレソ	JIS K 0102 (1998) 67.2 又は 67.3
項	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (1998) 43.2.1,43.2.3 又は 43.2.5(硝酸性)
年 等		JIS K 0102 (1998)43.1(亜硝酸性)
•	フッ素	JIS K 0102 (1998) 34.1 又は環告第 59 号付表 6
	ホウ酸	JIS K 0102 (1998) 47.11 若しくは環告第 59 号付表 7
	フェノール類	JIS K 0102 (1998) 28.1.2
	銅	JIS K 0102 (1998) 52.2
	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 (1998) 57.2,57.3 又は 57.4
	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 (1998) 56.2,56.3,56.4
特		又は 56.5
殊	クロム	JIS K 0102 (1998) 65.1.1
項	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパ ラチオン、メチルパ ラチオン若しくは EPN は JIS
目		K 0102(1998)31.1,メチルジメトンは環告第 64 号付表 2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 (1998) 42.2,42.3 又は 42.5
	クロロホルム	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2 又は 5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2 又は 5.3.1
	1, 2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2 又は 5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.1
	イソキサチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
要	ダイアジノン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	フェニトロチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
監	イソプロチオラン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	オキシン銅	環水規第 121 号付表 2
視	クロロタロニル	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	プロピザミド	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
項	EPN	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	ジクロルボス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
目	フェノブカルブ	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
Н	イプロベンホス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	クロルニトロフェン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	トルエン	JIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.2
)-5 -1 5-15 (2770) 012,012 /CIM 01012

(修正)

新 旧 備者欄 表 2-1 水質試験方法 表 2-1 水質試験方法 (修正) 試験項目 試 験 方 法 試験項目 試 験 方 法 キシレン IIS K 0125 (1995) 5.1,5.2 又は 5.3.2 JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は 42.7(ただし、42.2、 アンモニア性窒素 環水規第 121 号付表 3 フタル酸ジエチルヘキシル 42.6 又は 42.7 により測定する場合おいて、42.1c) の蒸留操作 特 JISK 0102 (1998) 59.3 又は環水規第 121 号付表 4, 付表 5 を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除 ニッケル 殊 く。) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 モリブデン JIS K 0102 (1998) 68.2 又は環水規第 121 号付表 4, 付表 5 0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。 項 アンチモン 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 クロロホルム JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 目 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 トランス-1、2-ジクロロエチレ IIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 塩化ビニルモノマー 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1 1、2-ジクロロプロパン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 エピクロヒドリン 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 p-ジクロロベンゼン JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 040331005 号付表 2 視 イソキサチオン 環水規第121号付表1の第1又は第2 ダイアジノン 環水規第121号付表1の第1又は第2 項 1, 4-ジオキサン 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 環水規第121号付表1の第1又は第2 フェニトロチオン \exists 040331005 号付表 3 の第 1 又は第 2 イソプロチオラン 環水規第121号付表1の第1又は第2 IIS K 0102 (1998) 56.2,56.3,56,4 又は 56.5 全マンガン オキシン銅 環水規第 121 号付表 2 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 ウラン クロロタロニル 環水規第121号付表1の第1又は第2 040331005 号付表 4 の第 1 又は第 2 プロピザミド 環水規第121号付表1の第1又は第2 塩化物イオン IIS K 0102 (1998) 35.1 EPN 環水規第121号付表1の第1又は第2 界面活性剤 IIS K 0102 (1998) 30 ジクロルボス 環水規第121号付表1の第1又は第2 陰イオン界面活性剤 IIS K 0102 (1998) 30.1 フェノブカルブ 環水規第121号付表1の第1又は第2 亜硝酸性窒素 IIS K 0102 (1998) 43.1.1 環水規第121号付表1の第1又は第2 イプロベンホス 0 要 クロルニトロフェン 環水規第121号付表1の第1又は第2 他 硝酸性窒素 JIS K 0102 (1998) 43.2.3 JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 トルエン 監 0 りん酸性りん JIS K 0102 (1998) 46.1.2 項 キシレン IIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 視 I フタル酸ジエチルヘキシル 環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2 電気伝導率 JIS K 0102 (1998) 13 項 ニッケル JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5 目 モリブデン JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5 アンチモン 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第

040331005号付表5の第1、第2又は第3

040331005 号付表 4 の第 1 又は第 2

040331005 号付表 1

040331005 号付表 2

とする。)

第 2005282 号

塩化ビニルモノマー

ペルフルオロオクタンスルホ

ン酸及びペルフルオロオクタ

エピクロヒドリン

全マンガン

ウラン

平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第

平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第

(準備操作は JIS K 0102 によるほか、海水など塩類を多く含む 試料を分析するにあっては、必要に応じ資料を希釈すること

平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第

令和 2 年 5 月 28 日 環水大水発第 2005281 号、環水大水発

JIS K 0102 56.2、56.3、56、4 又は 56.5 に定める方法

新 旧 備考欄 注)・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12|注)「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月 (修正) 月28日 改正:環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。 28 日)を示す。 ・「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1号 昭和37年12月17日)を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る 「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検 検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正: 環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 │ 定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。 月 20 日)を示す。 ・「環水規第 121 号 | とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和63 視項目の測定方法について」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日 改正:環水管 69 号 平成 11 │ 年 9 月 8 日)を示す。 年 3 月 12 日)を示す。 「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する ・「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に | 埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法 | (環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土発第040331005 | 2月17日)を示す。 号 平成 16年3月31日) を示す。 「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示 13 号 昭和 48 年 2 ・「環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護 | 月 17 日)を示す。 に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282 「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境 号 令和2年5月28日)を示す。 基準について」(環境庁告示 68 号 平成 11 年 12 月 27 日)を示す。

	新		備考欄	
	第3節 底質調査		第3節 底質調査	
2.3.1 適用の範囲	本節は、他の仕様書に定めのない底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	2.3.1 適用の範囲	本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	(修正)
2.3.2 調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	2.3.2 調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	
2.3.3 位置測量	位置測量は、2.2.3位置測量を適用する。	2.3.3 位置测量	位置測量は、2.2.3位置測量を適用する。	
2.3.4 底質調查	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に 関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督員に提出し、承諾 を得なければならない。 (2)採泥・観測 ア 受託者は、図面及び設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により 底質調査を行わなければならない。 イ 受託者は、関係法令の定める規定量の試料を採取し、採泥地点、水 深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。 ウ 受託者は、採取した試料に対し「表2-2 底質試験方法」に定める 前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。 (3)底質試験 ア 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。 イ 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。 イ 受託者は、「表2-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験しな ければならない。 なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書の定めにより行うものと する。 ウ 受託者は、試験値に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知しな ければならない。	2. 3. 4 底 質 調 査	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)採泥・観測 ア 受託者は、図面及び設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により 底質調査を行わなければならない。 イ 受託者は、関係法令の定める規定量の試料を採取し、採泥地点、水 深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。 ウ 受託者は、採取した試料に対し「表2-2 底質試験方法」に定める 前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。 (3)底質試験 ア 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。 イ 受託者は、「表2-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験し なければならない。 なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書の定めにより行うもの とする。 ウ 受託者は、試験値に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知し なければならない。	(修正)
2.3.5分析	(1)試験機関 受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。(2)観測結果の整理及び解析 受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行	2.3.5 分析	(1) 試験機関 受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。(2) 観測結果の整理及び解析 受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を	

		新	579附至女的派子		В	備考欄
		わなければならない。			行わなければならない。	
2. 3. 6			2. 3. 6			
成	果	成果は、2.1.6成果を適用するものとする。	成	果	成果は、2.1.6成果を適用するものとする。	
2 2 7			2 2 7			
2.3.7 照	査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	2.3.7	査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	
XH.	뵨	(1)調査方針と底質調査内容の適切性	757	뵨	(1)調査方針と底質調査内容の適切性	
		(2) 試験結果と既存資料の整合性			(2) 試験結果と既存資料の整合性	
		(3) 成果物の適切性			(3) 成果物の適切性	
		(4) その他設計図書に定める事項			(4) その他	(修正)

新 備考欄

	表 2 - 2	2 底質試験		
	溶出試験		含 有 量 試	騇
試験項目		- 		1
マットゥル伊ル	試験方法 環告第59号付表3及び	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化 合物	東古弟 39 万刊衣 3 及び 第 64 号付表 3	汚泥、水底 土砂、廃酸	底質調査方法 II .5.14.2	
	3,01,31132,0	廃アルカ		
	atter to belong a District of	IJ		
水銀又はその化 合物	環告第 59 号付表 2		底質調査方法 II .5. <mark>14.1</mark>	
カドミウム又は	JIS K 0102 55 (準備操作		底質調査方法Ⅱ.5.1	
その化合物	で参照することとしてい			
	る JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)			
鉛又はその化合	JIS K 0102 54 (準備操作		底質調査方法Ⅱ.5.2	
物	で参照することとしてい			
	る JIS K 0102 52.2 の備考			
	6 に定める方法を除く。) 環告第 64 号付表1又は			
有饭 <mark>炖</mark> 化亩物	以			
	スクロマトグラフ法以外			
	のもの(メチルジメトン			
	にあっては環告 64 号付 表 2)			
六価クロム化合	環告第 13 号別表 1 又は			
物	添加回収試験において回			
	収率が 80%以上 120%以			
	下であるときに限り 65.2			
	(JIS K 0102 65.2.6 に定める方法を除く。)			
ひ素又はその化	JIS K 0102 61(ただし、JIS		底質調査方法Ⅱ.5.9	
合物	K 0102 61 の操作に定め		72.74 42.24	
	る予備還元の際のよう化			
	カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量に			
	ついては、十分な量を加			
	えるものとする。)			
シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし 38.1.1 は除く。		底質調査方法 II .4.11	
РСВ	環告第59号付表3又は		底質調査方法Ⅱ.6.4	
一 上級15字 # A 47	JIS K0093		T四 4 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
有機塩素化合物			環告第 14 号別表 1 で作 成した検液を JIS K 0102	
			35.3 で測定	
	ı	l		

表 2 -	- 2	底質試験方法
12 4		心 只 此次儿 仏

表 2 - 2 底質試験方法								
試験項目	溶出試験	Į.	含 有 量 試	験				
	試 験 方 法	摘 要	試 験 方 法	摘 要				
アルキル水銀	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示	汚泥、水底						
化合物	第 59 号(以下「環告第 59 号」	土砂、廃酸	127 号底質調査方法(以下					
	という。)付表2及び昭和	廃アルカリ	「底質調査方法」という。)					
	49年9月30日環境庁告示		II .5.2					
	第64号(以下「環告第64							
L MI II N A A	号」という)付表3							
水銀又はその 化合物	「環告第 59 号」付表 1		底質調査方法Ⅱ.5.1					
カドミウム又 はその化合物	JIS K 0102 (1998) 55		底質調査方法Ⅱ.6					
	JIS K 0102 (1998) 54		 底質調査方法 II .7					
合物	,		/23/4/11/4/12/4/12/4/12/4/12/4/12/4/12/4					
有機りん化合	昭和49年9月30日環境庁告示							
物	第64号(以下「環告第64号」							
	という。) 付表 1 又は JIS K							
	0102 (1998) 31. 1 のうちガスクロ							
	マトグラフ法以外のもの(メチルジメトン							
上畑カッパ・	にあっては環告 64 号付表 2)							
六価クロム化 合物	JIS K 0102 (1998) 65. 2		底質調査方法Ⅱ.12.3					
ひ素又はその 化合物	JIS K 0102 (1998) 61		底質調査方法 II .13					
シアン化合物	JIS K 0102 (1998) 38 ただし		 底質調査方法Ⅱ.14					
7 7 10 11/3	38.1.1 は除く。							
РСВ	環告第 59 号付表 3 又は JIS K		底質調査方法 II .15					
	0093 (2002)							
有機塩素化合物			環告第 14 号別表 1	最終改訂: 平成15年6 月13日				
銅又はその化 合物	JIS K 0102 (1998) 52		底質調査方法Ⅱ.8					
	JIS K 0102 (1998) 53		 底質調査方法 II .9					
化合物								
ふっ化物	JIS K 0102 (1998) 34							
トリクロロエ								
チレン	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2,							
	5.3.2,5,4.1 又は 5.5							
テトラクロロ	環告第 14 号別表 2 又は							
エチレン	JIS K 0125 (1995)5.1,5.2,							
a 11 11 11	5.3.2,5.4.1 又は 5.5	□ 46 31. →						
ベリリウム又 はその化合物	環告第 13 号別表 7	最終改正: 平成 12 年 1月 14 日						
クロム又はそ の化合物	JIS K 0102 (1998) 65.1	,	底質調査方法Ⅱ.12.1					
	JIS K 0102 (1998) 59							
その化合物	JIO K 0102 (1770) 37							
バナジウム又	JIS K 0102 (1998) 70							
はその化合物	J-5 22 02 02 (1770) 10							
C > 10 H 1/4	I		I					

新						
	表 2 - 2 底質試験方法					
34 KA 77 F	溶 出 試 験		含 有 量 試	験		
試験項目	試 験 方 法	摘 要	試 験 方 法	摘要		
銅又はその化合 物	JIS K 0102 52 (準備操作 で参照することとしてい		底質調査方法 II.5.3			
1初	る JIS K 0102 52.2 の備考					
亜鉛又はその化	6 に定める方法を除く。) JIS K 0102 53(準備操作		 底質調査方法Ⅱ.5.4			
音物 合物	で参照することとしてい		以具酮且刀仏Ⅱ·J.4			
	る JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)					
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4 のう		底質調査方法 II .4.12			
	ち FIA 法を用いる場合に は、34.1 の試験操作のう					
	ち蒸留して得た留出液を					
	0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)					
トリクロロエチ レン	環告第 14 号別表 2 又は		底質調査方法 II.6.1			
	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1 又は 5.5					
テトラクロロエ チレン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5.1、5.2、		底質調査方法Ⅱ.6.1			
	5.3.2、5.4.1 又は 5.5					
ベリリウム又は その化合物	環告第 13 号別表 7		底質調査方法 II .5.15			
クロム又はその	JIS K 0102 65.1		底質調査方法 II 5.12			
化合物 ニッケル又はそ	JIS K 0102 59 (準備操作		底質調査方法Ⅱ.5.7			
の化合物	で参照することとしてい		/2834 M/3117/3 [24 1011			
	る JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)					
バナジウム又は その化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法 II .5.16			
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又		底質調査方法 II .6.1			
四指化農事	は 5.3.2 <mark>又は 5.4.1</mark> 環告第 14 号別表 2 又は		底質調査方法Ⅱ.6.1			
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、		広 貝調宜刀広Ⅱ.0.1			
1, 2-ジクロロ	5.3.2、5.4.1 又は 5.5 JIS K 0125 5.1、5.2、		底質調査方法Ⅱ.6.1			
エタン	5.3. 2 、又は 5.4.1					
1, 1-ジクロロ エチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1			
シス-1, 2-ジク	JIS K 0125 5.1、5.2、		底質調査方法Ⅱ.6.1			
ロロエチレン	5.3.2 又は 5.4.1					

新

		新 ————————————————————————————————————		
	表 2 - 2	底質試験	方法	
試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試	験
武 聚 垻 日	試 験 方 法	摘要	試 験 方 法	摘要
1, 1, 1-トリクロ	環告第 14 号別表 2 又は		底質調査方法 II .6.1	
ロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2			
	フは 5.4.1			
1, 1, 2-トリクロ	環告第 14 号別表 2 又は		底質調査方法 II .6.1	
ロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2			
	フは 5.4.1			
1, 3-ジクロロ	JIS K 0125 (1995) 5.1,		底質調査方法 II.6.1	
プロペン	5.2、5.3.2 又は 5.4.1			
チウラム	環告第 59 号 付表 5			
シマジン	環告第 59 号 付表 6		底質調査方法 II .6.2.1	
チオベンカルブ	環告第 59 号 付表 6		底質調査方法 II .6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、		底質調査方法 II .6.1	
	5.3.2 又は 5.4.2			
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法 II.5.10	
1.4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8(ただ		底質調査方法 II.6.12	
	し、装置の感度が十分得			
	られる場合は、試料量を			
	20ml 以上 200ml 未満の			
	範囲で変更してもよい。			
	活性炭カートリッジカラ			
	ムの上部にカートリッジ			
	型の ODS カラム又はポ			
	リスチレン樹脂充填カラ			
	ムを装着することとす			
	る。)			
ダイオキシン類	環告第 14 号第四		環告第 68 号別表 (ダイオ	
	JIS K 0312		キシン類に係わる底質調	
			査測定マニュアル(令和4	
			年 3 月環境省水・大気環	
			境局水環境課))	
泥温			JIS K 0102 7 に準ずる方	
			法	
泥色			新版標準土色帳による。	
水素イオン			底質調査方法Ⅱ.4.4	
濃度(pH)				
化学的酸素要求			底質調査方法Ⅱ.4.7	
量 (CODsed) 過				
コンガン酸も1				

マンガン酸カリウムによる酸素

消費量

表 2	-2	底質試験方法
12 4		

		2 低質試験	<i>///</i> 4	
試験項目	溶出試験		含 有 量 試	験
	試 験 方 法	摘 要	試 験 方 法	摘 要
ジクロロメタ	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又			
ン	は 5.3.2			
四塩化炭素	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2,			
	5. 3. 2, 5. 4. 1			
1, 2-ジクロロ	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2,			
エタン	5. 3. 1, 5. 4. 1			
1, 1-ジクロロ	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2,			
エチレン	5.3.2 又は 5.4.1			
シス-1, 2-ジク	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2,			
ロロエチレ	5.3.2又は5.4.1			
ン				
1, 1, 1-トリク	環告第14号別表2又は			
ロロエタン	JIS K 0125 (1995)			
4 4 0 3 33 3	5.1,5.2,5.3.2 又は 5.4.1			
1, 1, 2-トリク	環告第 14 号別表 2 又は			
ロロエタン	JIS K 0125 (1995)			
1, 3-ジクロロ	5. 1, 5. 2, 5. 3. 2 又は 5. 4. 1			
プロペン	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2 又は 5. 4. 1			
チウラム	環告第 59 号 付表 4			
シマジン	環告第59号 付表5			
チオベンカルブ				
ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2,			
3.3.37	5.3.2 又は 5.4.2			
セレン	JIS K 0102 (1998) 67.2	目 幼 小 丁 •	四件签 60 日田主 / 好 / 上	目幼歩子・
ダイオキシン 類	環告第 14 号第四		環告第 68 号別表(ダイオ キシン類に係わる底質	
知	JIS K 0312 (1999)	平成 15	インフ類に保わる広員 調査測定マニュアル (平	
		6月13日	成 12 年 3 月環境庁水質	
		0 /1 12 日	保全局水質管理課))	()] 22 []
泥温			JIS K 0102 (1998) 7 に準ずる	
ν C IIIIL			方法	
泥色			新版標準土色帳による。	
水素イオン			ガラス電極法 JIS K 0102	
濃度 (pH)			(1998) 12.1 に準ずる。	
化学的酸素			底質調査方法Ⅱ.20	
要求量(COD			及其内丘// [A II . 20	
sed) 過マンガン				
酸カリウムによ				
酸素消費量				
硫化物(T-S)			底質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量 (I-L)			底質調査方法Ⅱ.4	
			JIS A 1202 (1999)	
密度(比重)				

表 2-2 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試	験
1	試 験 方 法	摘 要	試 験 方 法	摘 要
硫化物(T-S)			底質調査方法 II .4.6	
強熱減量(I-L)			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度 (比重)			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

- 注)・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第62号令和3年10月7日)を示す。
- ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正: 環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。
- ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大水発第 120725002 号 平成 24 年 8 月 8 日)を示す。
- ・「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立 場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (環境庁告示第 14 号昭和 48 年 2 月 17 日 改正:環境省告示第 56 号令和 2 年 6 月 4 日号外)を示す。
- ・「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示 13 号昭和 48 年 2 月 17 日 改正:環境省告示第 35 号 令和 2 年 3 月 30 日)を示す。
- ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正環境省告示 第89号 令和4年11月25日号外)を示す。

注)「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月 28日)を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日)を示す。

「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第 127 号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和 63 年 9月8日)を示す。

「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日)を示す。

	新	五女元/赤牛 1177 E	В	備考欄
	第4節 騒音調査		第4節 騒音調査	
2.4.1 適用の範囲	本節は騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	2.4.1 適用の範囲	本節は騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
2. 4. 2 調 査 準 備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	2.4.2 調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	
2. 4. 3 資料収集整理	受託者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収 集整理し、分析しなければならない。	2.4.3 資料収集整理	受託者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を 収集整理し、分析しなければならない。	
2.4.4	(1)観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督員の承諾を得なければならない。 (2)測定 ア 受託者は、設計図書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。 イ 受託者は、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)」の定める方法により測定しなければならない。 ウ 受託者は、騒音レベルを測定しなければならない。 なお、設計図書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。	2.4.4	(1)観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に 先立ち監督員の承諾を得なければならない。 (2)測定 ア 受託者は、図面及び設計図書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。 イ 受託者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定しなければならない。 ウ 受託者は、騒音レベルを測定しなければならない。 なお、設計図書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。	(修正)
2.4.5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。	2.4.5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。	
2.4.6 成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名 イ 調査目的 ウ 調査地域(調査地域図添付) エ 測定地点(測定地点図添付) オ 調査項目	2.4.6 成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出 部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成 し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名 イ 調査目的 ウ 調査地域(調査地域図添付) エ 測定地点(測定地点図添付) オ 調査項目	

	果尽的冷冷 问 词 新		旧	—————————————————————————————————————
	カ調査日時及び測定回数		カ 調査日時及び測定回数	
	キ 調査方法及び使用機器		キ調査方法及び使用機器	
	ク調査結果		ク調査結果	
	ケ 調査結果の考察		ケ 調査結果の考察	
2. 4. 7		2. 4. 7		
協議・報告	受託者は、設計図書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければ	協議・報告	受託者は、設計図書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければ	
	ならない。		ならない。	
2. 4. 8		2. 4. 8		
照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	
	(1)調査方針と騒音調査内容の適切性		(1)調査方針と騒音調査内容の適切性	
	(2) 測定記録と既存資料の整合性		(2) 測定記録と既存資料の整合性	
	(3) 成果物の適切性		(3) 成果物の適切性	
	(4) その他設計図書に定める事項		(4) その他	(修正)
	第5節 振動調査		第5節 振動調査	
2. 5. 1		2. 5. 1		
適用の範囲	本節は振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	適用の範囲	本節は振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
2. 5. 2		2. 5. 2		
調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	
2. 5. 3		2. 5. 3		
資料収集整理	資料収集整理は、2.4.3資料収集整理を適用する。	資料収集整理	資料収集整理は、2.4.3資料収集整理を適用する。	
2. 5. 4		2. 5. 4		
振動調査	(1)調査機器	振動調査	(1)調査機器	
	受託者は、振動レベル計を用いなければならない。		受託者は、振動レベル計を用いなければならない。	
	なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。		なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。	
	(2) 測 定		(2) 測 定	
	ア 受託者は、設計図書に定める区域及び地点の振動を測定するものと		ア 受託者は、図面及び設計図書に定める区域及び地点の振動を測定	
	する。		するものとする。	
	イ 受託者は、「振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第		イ 受託者は、「振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令	
	58 号)」の定める方法により測定しなければならない。		第 58 号)」の定める方法により測定しなければならない。	
	ウ 受託者は、振動レベルを測定するものとする。		ウ 受託者は、振動レベルを測定するものとする。	
	なお、設計図書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定す		なお、設計図書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測	

	新		旧	備考欄
	るものとする。		定するものとする。	
2.5.5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。	2.5.5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。	
2.5.6 成果	成果は2.4.6成果を適用するものとする。	2.5.6 成果	成果は2.4.6成果を適用するものとする。	
2.5.7 協議・報告	協議・報告は、2.4.7協議・報告を適用する。	2.5.7 協議・報告	協議・報告は、2.4.7協議・報告を適用する。	
2.5.8照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と振動調査内容の適切性 (2)測定記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	2.5.8 雅 查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と振動調査内容の適切性 (2) 測定記録と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	
	第6節 悪臭調査		第6節 悪臭調査	
2.6.1 適用の範囲	本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	2.6.1 適用の範囲	本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
2.6.2 調 査 準 備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	2.6.2 調査準備	調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。	
2. 6. 3 資料収集整理	資料収集整理は、2.4.3資料収集整理を適用する。	2. 6. 3 資料収集整理	資料収集整理は、2.4.2資料収集整理を適用する。	(修正)
2.6.4 悪臭調査	 (1) 測定・調査 受託者は、設計図書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。 (2) 調査項目 受託者は、設計図書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度(臭気濃度、成分濃度)に係る項目を調査しなければならない 	2.6.4 悪 臭 調 査	 (1) 測定・調査 受託者は、設計図書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。 (2) 調査項目 受託者は、設計図書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度(臭気濃度、成分濃度)に係る項目を調査しなければならない 	

	果尔印尼冯问讷直安武惊华让惊音。初口为炽衣 新 備考欄				
	(3) 測定方法 受託者は、「表2-3悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。		(3) 測定方法 受託者は、「表2-3悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」 に示す方法により測定しなければならない。	(修正)	
2. 6. 5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。	2.6.5 解析・検討	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。		

新

表 2-3 悪臭物質成分濃度測定方法

表 2 - 3 悪臭物質成分濃度測定万法				
測定項目	測定	三方法	摘 要	
アンモニア	環告第9号	別表第1	敷地境界及び発生源	
メチルメルカプタン	環告第9号	別表第2	敷地境界及び発生源	
硫化水素			(発生源は、硫化水素のみ)	
硫化メチル				
二硫化メチル				
トリメチルアミン	環告第9号	別表第3	敷地境界及び発生源	
アセトアルデヒド	環告第9号	別表第4	敷地境界及び発生源	
プロピオンアルデヒド			(発生源は、アセトアルデヒドを	
ノルマルブチルアルデヒド			除く5物質)	
イソブチルアルデヒド				
ノルマルバレルアルデヒド				
イソバレルアルデヒド				
イソブタノール	環告第9号	別表第5	敷地境界及び発生源	
酢酸エチル	環告第9号	別表第6	敷地境界及び発生源	
メチルイソブチルケトン				
トルエン	環告第9号	別表第7	敷地境界及び発生源	
キシレン			(発生源は、スチレンを除く2物	
			質)	
スチレン	環告第9号	別表第7	敷地境界	
プロピオン酸	環告第9号	別表第8	敷地境界及び発生源	
ノルマル酪酸				
ノルマル吉草酸				
イソ吉草酸	環告第9号	別表第8		

表 2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測 定 方 法	摘 要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第 63 号	敷地境界及び発生源

表 2-5 悪臭物質排出水成分濃度測定方法

測 定 項 目	測 定 方 法	摘 要
硫化水素	環告第9号 別表第2の3	
メチルメルカプタン		
硫化メチル		
二硫化メチル		

- 注)・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正:環境省告示8号 令和2年1月23日)を示す。
 - ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正:環境省告示79号 平成28年8月19日)を示す。

表 2-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測 定 方 法	摘要
アンモニア	「環告第9号」別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン		敷地境界及び発生源
硫化水素	 環告第9号 別表第2	(発生源は、硫化水素のみ)
硫化メチル	垛百角 9 万	
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド		敷地境界及び発生源
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド	四件签页目 即主签 4	(発生源は、アセトアルデヒドを除く5
イソブチルアルデヒド	│環告第9号 別表第4 │	物質)
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	四件签页目 即主签页	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン	環告第 9 号 別表第 6 	
トルエン		敷地境界及び発生源
スチレン	環告第9号 別表第7	(発生源は、スチレンを除く 2 物質)
キシレン		
プロピオン酸		敷地境界及び発生源
ノルマル酪酸	四	
ノルマル吉草酸	│環告第9号 別表第8 │	
イソ吉草酸		

表 2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測 定 方 法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法	敷地境界及び発生源

表 2-5 悪臭物質排出水成分濃度測定方法

測定項目	測 定 方 法	摘 要
硫化水素	環告第9号 別表第2の3	
メチルメルカプタン		
硫化メチル		
二硫化メチル		

注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日)を示す。

(修正)

	新	间重安武保华仏探音 	旧	備考欄
0 0	اب ه	1 2 6 6	П	NAT CC BIU
2.6.6	成果は、2.4.6成果を適用する。	2.6.6 果	成果は、2.4.6成果を適用する。	
2.6.7 協議・報告	協議・報告は、2. 4. 7協議・報告を適用する。	2.6.7 協議・報告	協議・報告は、2.4.7協議・報告を適用する。	
2.6.8 照 查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と悪臭調査内容の適切性 (2)測定記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	2.6.8 蚕	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性 (2) 測定記録と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	(修正)

新	IB	備考欄
	第 3 章 環境生物調査3 3	(表紙の次の目次へ
	第1節 プランクトン調査33	移動))
	3. 1. 1 適用の範囲	
	3. 1. 2 調 査 準 備	
	3.1.4 プランクトン調査33	
	3. 1. 5 分析、解析・考察	
	3. 1. 7 照 查	
	第2節 卵・稚仔調査34 3.2.1 適用の範囲34	
	3. 2. 2. 調 査 準 備	
	3. 2. 3 位 置 測 量	
	3. 2. 4 卵・稚仔調査3 4 3. 2. 5 分析、解析・考察3 5	
	3. 2. 6 成 果	
	3. 2. 7 照 查3 5 第 3 節 底生生物調査	
	3. 3. 1 適用の範囲35	
	3. 3. 2 調 査 準 備3 5 3. 3. 3 位 置 測 量3 5	
	3. 3. 4 底生生物調査	
	3. 3. 5 分析、解析・考察	
	3. 3. 6 成 果	
	第4節 付着生物調査	
	3. 4. 1 適 用 の 範 囲	
	3. 4. 3 位 置 測 量	
	3. 4. 4 付着生物調査3 6 3. 4. 5 分析、解析・考察3 6	
	3.4.6成果37	
	3.4.7 照	
	3. 5. 1 適 用 の 範 囲	
	3. 5. 2 調 査 準 備	
	3. 5. 3 位 置 測 量	
	3. 5. 5 分析、解析・考察3 7	
	3. 5. 6 成 果3 7 3. 5. 7 照 查3 7	
	第 6 節 魚介類調査3 8	
	3. 6. 1 適 用 の 範 囲	
	3. 6. 3 位 置 測 量	
	3. 6. 4 魚 介 類 調 査	
	3.6.5分析、解析・考察38 3.6.6成 果38	
	3. 6. 7 照 查	

	新		IB	備考欄
	第3章 環境生物調査		第3章 環境生物調査	
	第1節 プランクトン調査		第1節 プランクトン調査	
3.1.1 適用の範囲	本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	3. 1. 1 適用の範囲	本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
3.1.2 調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3.1.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.1.3 位置測量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3. 1. 3 位 置 測 量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3. 1. 4 プランクトン調査	 (1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。 (3)試料の固定 ア 受託者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィル a 測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。 イ 受託者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。 	3. 1. 4 プランクトン調査	 (1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。 (3)試料の固定 ア 受託者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィル a 測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。 イ 受託者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。 	
3. 1. 5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 ア 受託者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、 種の同定・個体数(細胞数)の計数の手順で行わなければならない。 イ 受託者は、クロロフィル a の測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。	3. 1. 5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 ア 受託者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、 種の同定・固体数(細胞数)の計数の手順で行わなければならない。 イ 受託者は、クロロフィル a の測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。	(修正)

	新		IB	備考欄
3. 1. 6		3. 1. 6		
成果	受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名 イ 調査目的 ウ 調査海域 エ 調査地点 オ 調査日時 カ 調査方法及び調査機器 キ 調査結果及び解析結果 ク 調査結果の考察	成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名	
3.1.7照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と調査内容の適切性 (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他設計図書に定める事項	3. 1. 7 齊	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と調査内容の適切性 (2)調査結果及び解析結果と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他	
	第2節 卵・稚仔調査		第2節 卵・稚仔調査	
3.2.1 適用の範囲	本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	3.2.1 適用の範囲	本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
3.2.2 調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3. 2. 2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.2.3 位置测量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3.2.3 位置测量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3.2.4 卵・稚仔調査	 (1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方 	3.2.4 卵・稚仔調査	 (1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方 	

	新		旧	備考欄
	法により行わなければならない。 (3) 試料の固定 受託者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。		法により行わなければならない。 (3) 試料の固定 受託者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。	
3.2.5 分析、解析・考察	 (1)試料の同定・分析 ア 受託者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡等などで再検しなければならない。 イ 受託者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。 (2)調査結果の解析及び考察受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。 	3.2.5 分析、解析・考察	 (1) 試料の同定・分析 ア 受託者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡等で再検しなければならない。 イ 受託者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に固体数を計数しなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。 	
3. 2. 6 果	成果は、3.1.6成果を適用する。	3. 2. 6 果	成果は、3. 1. 6成果を適用する。	
3.2.7 照 査	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	3.2.7 照 査	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	
	第3節 底生生物調査		第3節 底生生物調査	
3.3.1 適用の範囲	本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	3.3.1 適用の範囲	本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
3.3.2 調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3. 3. 2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.3.3 位置测量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3.3.3 位置测量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3. 3. 4 底生生物調査	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻 度等により調査を行わなければならない。	3. 3. 4 底生生物調査	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻 度等により調査を行わなければならない。	

	新		旧	備考欄
	(3) 試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。		(3) 試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。	
3.3.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。	3.3.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。	
3.3.6	成果は、3.1.6成果を適用する。	3.3.6 成果	成果は、3. 1. 6成果を適用する。	
3.3.7	照査は、3.1.7照査を適用する。	3.3.7 照 查	照査は、3. 1. 7照査を適用する。	
	第4節 付着生物調査		第4節 付着生物調査	
3.4.1 適用の範囲	本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	3.4.1 適用の範囲	本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
3.4.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3.4.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.4.3 位 置 測 量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3.4.3 位置測量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3. 4. 4 付着生物調査	(1)調査機材 受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の 承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、図面及び設計図書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、 調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。 (3)試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存をしなければならない。	3. 4. 4 付着生物調査	(1)調査機材 受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の 承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、図面及び設計図書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、 調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。 (3)試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存をしなければならない。	

	新		旧	備考欄
3. 4. 5 分析、解析·考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければな らない。	3.4.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。	
3.4.6 成果	成果は、3.1.6成果を適用する。	3.4.6 成果	成果は、3. 1. 6成果を適用する。	
3.4.7 照 查	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	3.4.7 照 査	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	
	第5節 藻場調査		第5節 藻場調査	
3.5.1 適用の範囲	本節は、藻場調査に関する一般的事項を取扱うものとする。	3.5.1 適用の範囲	本節は、藻場調査に関する一般的事項を取扱うものとする。	
3.5.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3.5.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.5.3 位置測量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3.5.3 位置測量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3.5.4 藻 場 調 査	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、 調査測線及び調査方法により実施しなければならない。 (3)試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により行わなければならない。	3.5.4 藻 場 調 査	(1)調査機器 受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、 調査測線及び調査方法により実施しなければならない。 (3)試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により行わなければならない。	
3.5.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。	3.5.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。	

	新		旧	備考欄
	(2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。		(2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。	
3.5.6 成果	成果は、3.1.6成果を適用する。	3.5.6 成果	成果は、3. 1. 6成果を適用する。	
3.5.7	照査は、3.1.7照査を適用する。	3.5.7 照 查	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	
	第6節 魚介類調査		第6節 魚介類調査	
3.6.1 適用の範囲	本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	3.6.1 適用の範囲	本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
3.6.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	3.6.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
3.6.3 位置测量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	3.6.3 位置測量	位置測量は、第2章2.2.3位置測量を適用する。	
3.6.4 魚介類調査	(1)調査機材 受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2)調査方法 受託者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。 (3)試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。	3. 6. 4 魚 介 類 調 査	(1) 調査機材 受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員 の承諾を得なければならない。 (2) 調査方法 受託者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。 (3) 試料の固定 受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。	
3.6.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し考察しなければな	3.6.5 分析、解析・考察	(1) 試料の同定・分析 受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。 (2) 調査結果の解析及び考察 受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し考察しなければな	

	新	一个小时间的时 <u>年</u> 实的标中上标目	旧	備考欄
	らない。	İ	らない。	
3. 6. 6		3. 6. 6	は田は 2 1 (は田も)第四十2	
成果	成果は、3.1.6成果を適用する。	成果	成果は、3.1.6成果を適用する。	
3. 6. 7		3. 6. 7		
照查	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	照査は、3. 1. 7 照査を適用する。	

新	IB	備考欄
	第4章 気象・海象調査	
	第1節 気象調査	
	4. 1. 1 適 用 の 範 囲	
	4. 1. 3 風向・風速観測	
	4. 1. 4 整 理	
	4. 1. 6 照 查	
	第2節 波浪調査	
	4. 2. 2 調 査 準 備	
	4. 2. 3 波高・波向観測 4. 1 4. 2. 4 整 理 4. 2. 4 整 4. 2	
	4. 2. 5 成 果	
	第3節 潮位調査	
	4. 3. 1 適 用 の 範 囲	
	4. 3. 3 潮 位 観 測	
	4.3.4整 理	
	4.3.6 照 查	

	新		旧	備考欄
	第4章 気象・海象調査		第4章 気象・海象調査	
	第1節 気象調査		第1節 気象調査	
4.1.1 適用の範囲	本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	4.1.1 適用の範囲	本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
4.1.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	4.1.2 調 査 準 備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
4.1.3 風向・風速観測	(1) 観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (2) 観測 ア 受託者は、設計図書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。 イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。	4. 1. 3 風向・風速観測	(1) 観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (2) 観測 ア 受託者は、設計図書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。 イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。	
4.1.4 整理	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。	4.1.4 整 理	受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。	
4.1.5 成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要項目は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に揚げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名	4. 1. 5 成果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要項目は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に揚げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件名 イ 調査目的 ウ 観測場所 エ 観測期間 オ 観測機器 カ 観測方法 キ 観測並びに解析結果 ク 調査結果の考察	
4.1.6 照 査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	4.1.6 照 查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。	

	新	笡 安託 倧华 怔悚書	量 新山刈照衣 旧	備考欄
	(1)調査方針と気象調査内容の適切性(2)観測記録と既存資料の整合性(3)成果物の適切性(4)その他設計図書に定める事項		(1)調査方針と気象調査内容の適切性(2)観測記録と既存資料の整合性(3)成果物の適切性(4)その他	(修正)
	第2節 波浪調査		第2節 波浪調査	
4.2.1 適用の範囲	本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	4.2.1 適用の範囲	本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
4.2.2 調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	4.2.2 調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
4.2.3 波高・波向観測	 (1)観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (2)観測 ア 受託者は、設計図書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。 イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。 ウ 受託者は、機器を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。 	4. 2. 3 波高・波向観測	 (1) 観測機器 受託者は、設計図書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (2) 観測 ア 受託者は、設計図書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。 イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。 ウ 受託者は、機器を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。 	
4.2.4 整 理	整理は、4.1.4整理を適用する。	4.2.4 整理	整理は、4.1.4整理を適用する。	
4.2.5 成果	成果は、4.1.5成果を適用する。	4.2.5 成果	成果は、4.1.5成果を適用する。	
4.2.6照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と波浪調査内容の適切性 (2)観測記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	4.2.6照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性 (2) 観測記録と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	(修正)

	第3節 潮位調査		第3節 潮位調査	
4. 3. 1		4. 3. 1		
適用の範囲	本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	適用の範囲	本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
4. 3. 2		4. 3. 2		
調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	調査準備	調査準備は、第2章2.1.2調査準備を適用する。	
4. 3. 3		4. 3. 3		
潮位観測	(1) 観測機器等 ア 受託者は、検潮所の新設を行う場合、設計図書に定める検潮器の設置 位置、機種及び方法により検潮しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。 (2) 水準測量・検潮 受託者は、次により検潮しなければならない。 ア 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。 イ 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測(相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上)によってこれを求め、補正するものとする。 ウ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。	潮位観測	(1) 観測機器等 ア 受託者は、検潮所の新設を行う場合、設計図書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。 (2) 水準測量・検潮 受託者は、次により検潮しなければならない。 ア 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。 イ 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測(相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上)によってこれを求め、補正するものとする。 ウ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。	
4.3.4 整理	整理は、4.1.4整理を適用する。	4.3.4 整 理	整理は、4.1.4整理を適用する。	
4. 3. 5		4. 3. 5		
成果	成果は、4.1.5成果を適用する。	成果	成果は、4.1.5成果を適用する。	
4. 3. 6		4. 3. 6		
照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)調査方針と潮位調査内容の適切性 (2)観測記録と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性 (2) 観測記録と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	(修正)

	新		旧	備考欄
	第5章 磁気探査		第5章 磁気探査	
	第1節 磁気探査		第1節 磁気探査	
5.1.1 適用の範囲	本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	5.1.1 適用の範囲	本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
5.1.2 探査準備	受託者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。	5.1.2 探查準備	受託者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。	
5. 1. 3 基準点測量	基準点測量は、「測量委託標準仕様書」基準点測量を適用する。	5.1.3 基準点測量	基準点測量は、「測量委託標準仕様書」基準点測量を適用する。	
5. 1. 4 磁 気 探 査	(1) 探査機器等 ア 受託者は、設計図書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。 イ 受託者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。 ウ 受託者は、使用に先立ち監督員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。 (2) 磁気探査 ア 受託者は、設計図書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。 イ 磁気探査位置の測定方法は、次の各号とする。 (ア) 受託者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。 (イ) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°~150°の範囲内に収めなければならない。 (ウ) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°~150°の範囲内に収めなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める深度まで探査しなければならない。 エ 受託者は、設計図書に定める深度まで探査しなければならない。 エ 受託者は、設計図書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督員に通知しなければならない。 オ 受託者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。 カ 受託者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行		(1)探査機器等 ア 受託者は、設計図書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。 イ 受託者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。 ウ 受託者は、使用に先立ち監督員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。 (2)磁気探査 ア 受託者は、設計図書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。 イ 磁気探査位置の測定方法は、次の各号とする。 (ア)受託者は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、一級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。 (イ)受託者は、海上測位位置の線の交角を30°~150°の範囲内に収めなければならない。 (ウ)受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める深度まで探査しなければならない。エ 受託者は、設計図書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督員に通知しなければならない。オ 受託者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。カ 受託者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行	(修正)

		新			П	備考欄
5. 1. 5		わなければならない。 キ 受託者は、磁気探査位置の確認を 50mごとに行わなければならない。 ク 受託者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない	5, 1, 5		わなければならない。 キ 受託者は、磁気探査位置の確認を 50mごとに行わなければならない。 ク 受託者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない	
角军	析	(1) 磁気量の単位は pwb とする。 (2) 受託者は、設計図書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析 結果について考察しなければならない。	解	析	(1)受託者は、設計図書に定める磁気量の単位を用いなければならない。(2)受託者は、設計図書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析 結果について考察しなければならない。	(修正)
5. 1. 6			5. 1. 6			
成	果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 ア 報告書 (ア) 件名 (イ) 探査場所 (ウ) 探査期間 (エ) 探査位置図 (オ) 探査機器 (カ) 測定方法(探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法) (キ) 磁気異常測定値一覧表(位置、磁気量、埋没深度) なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。 (ク) 総航跡図 (ケ) 磁気異常点位置図 (コ) 解析結果の考察 イ 資料 (ア) 航跡図(原図) (イ) 船位測定簿 (ウ) 測定記録(磁気記録、音響測深記録) (エ) 磁気量算出基礎資料 (オ) 磁気異常点集約資料 (カ) 使用した磁気探査機の総合感度試験資料		果	(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 ア 報告書 (ア) 件名 (4) 探査場所 (ウ) 探査期間 (エ) 探査位置図 (オ) 探査機器 (カ) 測定方法(探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法) (キ) 磁気異常測定値一覧表(位置、磁気量、埋没深度) なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。 (ク) 総航跡図 (ケ) 磁気異常点位置図 (コ) 解析結果の考察 イ 資料 (ア) 航跡図(原図) (イ) 船位測定簿 (ウ) 測定記録(磁気記録、音響測深記録) (エ) 磁気量算出基礎資料 (オ) 磁気異常点集約資料 (カ) 使用した磁気探査機の総合感度試験資料	
5. 1. 7 照	本	受託老けかに掲げる車角の昭本を行されのレオフ	5. 1. 7	査	受託者は安に掲げる東頂の昭本を行るまのレオス	
炽	査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)探査方針及び探査内容の適切性	照	互	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)探査方針及び探査内容の適切性	
		(2) 測定記録と計算結果の整合性			(2) 測定記録と計算結果の整合性	

果尽郁港湾向調宜安託標準怔悚青 新旧对照表		
新	la l	備考欄
(3) 測定記録と図面表現の整合性	(3) 測定記録と図面表現の整合性	
(4) 航跡と磁気異常点位置の的確性	(4) 航跡と磁気異常点位置の的確性	
(5) 成果物の適切性	(5)成果物の適切性	
(6) その他設計図書に定める事項	(6) その他	(修正)

新	調 住安 託標準 工 惊音 新旧对照衣 旧	備考欄
	第6章 潜水探査 47 第1節 潜水探査 47 6. 1. 1 適用の範囲 47 6. 1. 2 探 査 準 備 47 6. 1. 3 設 標 47 6. 1. 4 潜 水 探 査 47 6. 1. 5 成 果 48 6. 1. 6 照 査 48	

	新		旧	備考欄
	第6章 潜水探査		第6章 潜水探査	
	第1節 潜水探査		第1節 潜水探査	
6.1.1 適用の範囲	本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	6.1.1 適用の範囲	本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
6.1.2 探查準備	探査準備は、5.1.2探査準備を適用する。	6.1.2 探查準備	探査準備は、5. 1. 2探査準備を適用する。	
6.1.3 設 標	受託者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。	6. 1. 3 設 標	受託者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。	
6.1.4 潜水探查	(1) 受託者は、設計図書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。 なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の承諾を得なければならない。 また、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければな		(1) 受託者は、設計図書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。	(修正)
	 らない。 (2) 受託者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。 なお、設計図書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。 (3) 潜水探査 ア 受託者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。 イ 受託者は、事前に探査機の性能表を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。 ウ 受託者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外のものであれば、すべて引き揚げなければならない。ただし、引揚が困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督員と協議しなければならない。 エ 受託者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、設計図書に記載された場所又は監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。 		 (2) 受託者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。 なお、設計図書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。 (3) 潜水探査 ア 受託者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。 イ 受託者は、事前に探査機の性能表を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。 ウ 受託者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外のものであれば、すべて引き揚げなければならない。 ただし、引揚が困難な場合の処置は、設計図書を用いて監督員と協議しなければならない。 エ 受託者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、設計図書に記載された場所又は監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。 	
	オ 受託者は、エ以外の引き揚げられた異常物のリストを作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は調査職員の指示する場所で確認を受けなければならない。 カ 受託者は、オのうち、監督員が引き渡しを指示したものについては、			(追加)

	新	主安 武保华仏探音	旧	—————————————————————————————————————
			IP	ルク傾
	現場発生品調書を作成し、調査職員の指示する場所で引き渡さなければならない。 キ 受託者は、エ及びカ以外の引き揚げられた異常物の処分方法について、委託者と協議しなければならない。 ク 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に暇疵があると認められる場合、監督員は、再度、潜水探査を指示するものとする。 ケ 残存爆発物が発見された場合の処置 受託者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認できる標識を設置し、ただちに監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。		オ 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原 因が探査に暇疵があると認められる場合、監督員は、再度、潜水探査を 指示するものとする。 カ 残存爆発物が発見された場合の処置 受託者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位 置の確認できる標識を設置し、ただちに監督員及び関係官公庁に通知し なければならない。	
6.1.5 成果	(1)受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2)受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件 名 イ 探査場所 ウ 探査期間 エ 探査位置図 オ 探査機器 カ 探査方法 キ 磁気異常物一覧表 ク 一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。ケ 確認された磁気異常物の写真集コ 磁気異常物の確認された位置図サ 探査結果の考察	6. 1. 5 成果	(1)受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 (2)受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 ア 件名 イ 探査場所 ウ 探査期間 エ 探査位置図 オ 探査機器 カ 探査方法 キ 磁気異常物一覧表 一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。 ク 確認された磁気異常物の写真集 ケ 磁気異常物の確認された位置図 コ 探査結果の考察	
6.1.6照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)探査方針及び探査内容の適切性 (2)航跡と磁気異常点位置の的確性 (3)成果物の適切性 (4)その他設計図書に定める事項	6.1.6照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 探査方針及び探査内容の適切性 (2) 航跡と磁気異常点位置の的確性 (3) 成果物の適切性 (4) その他	(修正)

新	IB	備考欄
	第7章 港湾計画等調査	
新		備考欄

	新	丑 女 DC 水 一 IC 水 自	旧	備考欄
	第7章 港湾計画等調査		第7章 港湾計画等調査	
	第1節 港湾計画調査		第1節 港湾計画調査	
7. 1. 1 適用の範囲	(1)本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査(以下「計画調査」という。)に関する一般的事項を取り扱うものとする。 (2)計画調査のために必要な港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項は、7.1.3現況特性の把握において取り扱うものとする。 なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。 (3)港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、7.1.4基本方針の策定において取り扱うものとする。 (4)港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、7.1.5港湾利用の将来推計において取り扱うものとする。 (5)7.1.3現況特性の把握、7.1.4基本的方針の策定及び7.1.5港湾利用の将来推計における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、7.1.6施設計画及び土地利用計画において取り扱うものとする。 (6)以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、7.1.7計画関連検討事項において取り扱うものとする。 (7)7.1.3現況特性の把握から7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、7.1.8成果において取り扱うものとする。 (8)7.1.3現況特性の把握から7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、7.1.9協議・報告において取り扱うものとする。 (9)7.1.3現況特性の把握から7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、7.1.10照査において取り扱うものとする。		1)本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査(以下「計画調査」という。)に関する一般的事項を取り扱うものとする。 2)計画調査のために必要な港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項は、7.1.3現況特性の把握において取り扱うものとする。 なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。 3)港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、7.1.4基本方針の策定において取り扱うものとする。 4)港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、7.1.5港湾利用の将来推計において取り扱うものとする。 5)7.1.3現況特性の把握、7.1.4基本的方針の策定及び7.1.5港湾利用の将来推計における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、7.1.6施設計画及び土地利用計画において取り扱うものとする。 6)以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、7.1.8成果において取り扱うものとする。 7)7.1.3現況特性の把握から7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、7.1.9協議・報告においての協議・報告に関する一般的事項は、7.1.9協議・報告において取り扱うものとする。 9)7.1.3現況特性の把握から7.1.7計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、7.1.9協議・報告において取り扱うものとする。	
7.1.2 計画準備	(1)計画準備 受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に 必要な事項を企画、立案しなければならない。	7. 1. 2 計 画 準 備 (1)計画準備 受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に 必要な事項を企画、立案しなければならない。	

新 旧 備者欄 (2)使用する基準及び図書 (2)使用する基準及び図書 ア 受託者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) ア 受託者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月) (修正) (公社)日本港湾協会 | に準拠し、計画調査業務を実施しなければならな (社)日本港湾協会 に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある イ 受託者は、設計図書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある 場合、これによらなければならない。 場合、これによらなければならない。 7. 1. 3 7. 1. 3 現況特性等の把握 現況特性等の把握 (1)港湾の現況 (1)港湾の現況 ア 受託者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整 ア 受託者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整 理しなければならない。 理しなければならない。 イ 受託者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整 イ 受託者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整 理しなければならない。 理しなければならない。 ウ 受託者は、図面及び特記仕様書設計図書に定める対象港湾及び範囲 ウ 受託者は、図面及び特記仕様書設計図書に定める対象港湾及び範囲 を調査しなければならない。 を調査しなければならない。 (2) 自然条件 (2) 自然条件 ア 受託者は、対象区域の自然条件に係る調査区分(地勢、地質、気象、 ア 受託者は、対象区域の自然条件に係る調査区分(地勢、地質、気象、 海象)に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならな 海象) に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならな イ 受託者は、設計図書に定める項目を調査しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める項目を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場 合は、「表4-1 自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自 合は、「表4-1 自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自 然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、 然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、 監督員の承諾を得なければならない。 監督員の承諾を得なければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければな ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければな らない。 らない。 表4-1 自然条件に係る調査項目 表4-1 自然条件に係る調査項目 調査項目 区分 分 類 陸上地形 陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性 地勢 海底地形 海底地形、深浅、地形変動 河 川 流速、流量、流出土砂量 地盤の性状 地盤の種類、地層の厚さ 地質

> N値、粒度組成 風向、風速

潮位、高潮

通過頻度、コース、規模

沿岸流、離岸流、向岸流

常時波浪、異常時波浪、津波

卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流氷

候

風

汐

浪

況

砂

天

台

波

流

漂

気象

海象

区分	分 類	調査項目
地勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河 川	流速、流量、流出土砂量
地質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土 質	N値、粒度組成
気象	風	風向、風速
	天 候	気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流氷
	台 風	通過頻度、コース、規模
海象	潮汐	潮位、高潮
	波 浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流 況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂 砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

新

(3) 社会・経済条件

- ア 受託者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目(土地、人口、 労働、生活及び生産、所得)に関する既存資料を収集し、その特性を整 理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査するものとする。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 4 - 2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-2 社会・経済条件に係る調査項目

区 分	分 類	調査項目
社会条件	土人労生	土地利用 総人口、年齢構成、人口動態、世帯数 労働力人口、産業別就業者数 住宅、公共基盤施設(上下水道、し尿・ごみ処理、 都市公園)、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生 産 所 得	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数 都民所得、雇用者所得

(4) 産業

- ア 受託者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目(1次産業、2次産業、3次産業)に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-3 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。
- ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

(3) 社会・経済条件

- ア 受託者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目(土地、人口、 労働、生活及び生産、所得)に関する既存資料を収集し、その特性を整 理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査するものとする。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-2 社会・経済条件に係る調査項目

区 分	分 類	調査項目
社会条件	土人労生	土地利用 総人口、年齢構成、人口動態、世帯数 労働力人口、産業別就業者数 住宅、公共基盤施設(上下水道、し尿・ごみ処理、 都市公園)、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生 産 所 得	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数 都民所得、雇用者所得

(4) 産業

- ア 受託者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目(1次産業、2次産業、3次産業)に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-3 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

新

表4-3 産業に係る調査項目

区分	分 類	調査項目
一次	農業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	漁業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、
		水産加工品生産量
	林 業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工 業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、
		用地面積
	鉱業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観光	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート
	エネルギー	電力立地状況

(5) 貨客流動

ア 受託者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-4 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-4 貨客流動に係る調査項目

区分	分 類	調査項目
貨物	港湾貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	港湾旅客	港湾旅客数
	地域間·内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

(6) 交通体系

ア 受託者は、対象区域の交通体系に係る調査項目(船舶、道路、鉄道、 空港)に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理し なければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-5 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければな

表4-3 産業に係る調査項目

	区分	分 類	調査項目	
l	一次	農業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数	
l		漁業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、	
l			水産加工品生産量	
l		林 業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度	
l	二次	工 業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、	
l			用地面積	
l		鉱 業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量	
1	三次	商業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積	
l		観光	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート	
1		エネルギー	電力立地状況	

(5) 貨客流動

ア 受託者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-4 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-4 貨客流動に係る調査項目

区分	分 類	調査項目
貨物	港湾貨物 地域間流動貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	港湾旅客 地域間·内流動旅客	港湾旅客数 地域間·内旅客数、輸送機関別旅客数

(6) 交通体系

ア 受託者は、対象区域の交通体系に係る調査項目(船舶、道路、鉄道、 空港)に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理し なければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-5 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければな

新

らない。

らない。

表4-5 交通体系に係る調査項目

区分	分 類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通
	幹線道路	量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

(7) 地域開発計画

- ア 受託者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した 既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- イ 受託者は、総合計画、交通計画及び個別計画(都市計画、道路計画、 港湾計画、その他必要な計画)を地域開発計画として整理しなければな らない。
- ウ 受託者は、設計図書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を 調査しなければならない。

(8) 地域指定状況

- ア 受託者は、計画調査のために必要な調査項目(自然公園、都市計画、 港湾・漁港・海岸、その他)に関連する地域指定状況の既存資料を収集 し、整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-6 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。
- ウ 受託者は、図面及び設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 4 - 6 地域指定状況に係る調査項目

分	類	調査項目
自然:	公 園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市	計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例
港湾・漁港	・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その	他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による 規制、水質汚濁防止法による規制

表4-5 交通体系に係る調査項目

区分	分 類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通
	幹線道路	量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

(7) 地域開発計画

- ア 受託者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した 既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- イ 受託者は、総合計画、交通計画及び個別計画(都市計画、道路計画、 港湾計画、その他必要な計画)を地域開発計画として整理しなければな らない。
- ウ 受託者は、設計図書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を 調査しなければならない。

(8) 地域指定状況

- ア 受託者は、計画調査のために必要な調査項目(自然公園、都市計画、 港湾・漁港・海岸、その他)に関連する地域指定状況の既存資料を収集 し、整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-6 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。
- ウ 受託者は、図面及び設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 4 - 6 地域指定状況に係る調査項目

分	類	調査項目
自然	公 園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都 市	計画	用途地域、建ペい率、容積率、景観条例
港湾・漁	急港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
7	の 他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による 規制、水質汚濁防止法による規制

新

- (9) 陸域・水域の環境及び利用状況
 - ア 受託者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集 し、整理しなければならない。
 - イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目
 - ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分 類	調査項目
陸域環境利用現況	ふ頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、 景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、泊地、小型船だまり、レクリエー ション水域、漁業水域、景観

(10) 権利関係

- ア 受託者は、計画調査業務の実施に係る調査項目(土地、建物、水域) に関連する権利表 4 - 11 権利関係に係る調査項目
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-8 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象 港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定
- ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

し、監督員の承諾を得るものとする。

表4-8 権利関係に係る調査項目

分 類	調査項目
土地	所有者、借地権、地価
建物	所有者、借地権、価格
水 域	漁業権

(11) 現況等把握結果の整理

受託者は、本節第1項「港湾の現況」から前第10項までの調査結果を 踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

- (9) 陸域・水域の環境及び利用状況
 - ア 受託者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
 - イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。
 - ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければな らない。

表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分 類	調査項目
陸域環境利用現況	ふ頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、 景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、泊地、小型船だまり、レクリエー ション水域、漁業水域、景観

(10) 権利関係

- ア 受託者は、計画調査業務の実施に係る調査項目(土地、建物、水域) に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-8 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表4-8 権利関係に係る調査項目

分 類	調査項目
土 地	所有者、借地権、地価
建物	所有者、借地権、価格
水 域	漁業権

(11) 現況等把握結果の整理

受託者は、本節第1項「港湾の現況」から前第10項までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

	新	盆安 託標準怔悚書	量 利山 刈 照衣 旧	 備考欄
7. 1. 4		7. 1. 4		
基本的方針の策定	(1)調査対象港湾の位置付け	基本的方針の策定	(1)調査対象港湾の位置付け	
	アが象港湾への要請及び課題		アが象港湾への要請及び課題	
	受託者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に		受託者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に	
	基づき、対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握し		基づき、対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握し	
	なければならない。		なければならない。	
	イ 対象港湾の位置付け		イが象港湾の位置付け	
	受託者は、前項アの結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検		受託者は、前項アの結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検	
	討しなければならない。		討しなければならない。	
	(2) 整備目標と主要施策		(2) 整備目標と主要施策	
	ア 整備目標と主要施策の目標年次		ア整備目標と主要施策の目標年次	
	整備目標と主要施策の目標年次は、設計図書に定めるものとする。		整備目標と主要施策の目標年次は、設計図書に定めるものとする。	
	登開日標と主要施東の日標平久は、設計図音に定めるものとする。 イ 整備目標と主要施策		全	
	受託者は、対象港湾の将来の機能、役割を基に、目標年次における整		2	
	備目標と主要施策を検討しなければならない。		備目標と主要施策を検討しなければならない。	
	ウ空間利用の方針		ウ空間利用の方針	
	受託者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として		受託者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として	
	「表4-9 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定		「表4-9 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定	
	し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。		し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。	
	(ア) 背後圏の土地利用状況又は開発計画		(ア) 背後圏の土地利用状況又は開発計画	
	(イ) 各ゾーン間の配置関係		(イ) 各ゾーン間の配置関係	
	(ウ) 配置地点への適合度		(ウ) 配置地点への適合度	
	なお、受託者は、設計図書に定めるケース数の配置案を作成しな		なお、受託者は、設計図書に定めるケース数の配置案を作成しな	
	ければならない。		ければならない。	
	表 4 - 9 ゾーン区分		表 4 - 9 ゾーン区分	(修正)
	物流関連人流関連交流拠点		物流関連人流関連交流拠点	
	生産 危険物 エネルギー関連		生産 危険物 エネルギー関連	
	緑地レクリエーション 環境保全 港湾業務関連		緑地レクリエーション 港湾業務関連 都市機能	
	(水域含む) かがより間声 藤 森 柳 加 田		(水域含む)	
	都市機能 船だまり関連 廃棄物処理 停泊 避泊 留保		船だまり関連 廃棄物処理 停 泊 避 泊 留 保	
	11 IH M M M			
7. 1. 5		7. 1. 5		
・・・・。 港湾利用の将来推計	(1)推計の目標年次等	・・・・・。 港湾利用の将来推計	(1)推計の目標年次等	
(2) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	受託者は、設計図書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を	では、これは、これは、これは、これは、これは、これには、これには、これには、これに	受託者は、設計図書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を	
	ているは、設計図音に足める日保中人に基 フさ 径得利用の行木油計で 行わなければならない。		て記すは、設計図音に定める日標年久に基プさ港湾利用の行本独計を 行わなければならない。	
	11わなりればならない。		11わなりればならない。	
	る。		る。	

新 旧 備者欄 (2) 取扱貨物量 (2) 取扱貨物量 ア 背後圏及び将来フレームの設定 ア 背後圏及び将来フレームの設定 受託者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき 受託者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき 推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額 推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額 及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。 及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。 イ 港湾取扱貨物量の推計 イ 港湾取扱貨物量の推計 (ア) 受託者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに (ア) 受託者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに 輸出入別、移出入別及び品目別並びにコンテナ貨物に分類して推計 輸出入別、移出入別及び品目別並びにコンテナ貨物に分類して推計 しなければならない。 しなければならない。 なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目と なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目と する。また、設計図書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の する。また、設計図書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の 定めのある場合は、それに従うものとする。 定めのある場合は、それに従うものとする。 (イ) 受託者は、取扱貨物量推計に際して設計図書に定めのある場合、 (イ) 受託者は、取扱貨物量推計に際して設計図書に定めのある場合、 企業ヒアリングを行わなければならない。 企業ヒアリングを行わなければならない。 (3) 船舶乗降旅客者数 (3) 船舶乗降旅客者数 受託者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければなら 受託者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければなら ない。 ない。 7. 1. 6 7. 1. 6 施設計画及び土地利 (1) 水域施設計画 施設計画及び土地利 (1) 水域施設計画 用計画 ア 受託者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。 用計画 ア 受託者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。 イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円 イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円 滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規 滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規 模及び配置を設定しなければならない。 模及び配置を設定しなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の ウ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の 確認及び静穏度の評価を行わなければならない。 確認及び静穏度の評価を行わなければならない。 (2) 外郭施設計画 (2) 外郭施設計画 ア 受託者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。 ア 受託者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。 イ 受託者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できる イ 受託者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できる よう位置、構造(反射特性等)、その他必要な事項を検討したうえで規 よう位置、構造(反射特性等)、その他必要な事項を検討したうえで規 模及び配置を設定しなければならない。 模及び配置を設定しなければならない。 ウ 受託者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び ウ 受託者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び 係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、 係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、 外郭施設の配置等を検討しなければならない。 外郭施設の配置等を検討しなければならない。 エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の 確認及び静穏度の評価を行わなければならない。 確認及び静穏度の評価を行わなければならない。 (3) 係留施設計画 (3) 係留施設計画 ア 受託者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。 ア 受託者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表

イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、 数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設 の規模及び配置を設定しなければならない。

新

ウ 受託者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

(4) 臨港交通施設計画

ア 受託者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- イ 受託者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑 に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施 設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を 設定しなければならない。
- ウ 受託者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して 臨港交通施設を計画しなければならない。

(5) 小型船だまり計画

- ア 受託者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- イ 受託者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握 のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設の能力を考慮 して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。なお、小 型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、設計図書 に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- ウ 受託者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だま りの規模及び配置を設定しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

(6) マリーナ計画

- ア 受託者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻 数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- イ 受託者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しな ければならない。
- (ア) マリーナの背後圏
- (イ) マリーナの種類(性格及び役割)
- (ウ) 立地適性、活動適性、建設適性
- ウ 受託者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数 を設定しなければならない。
- (ア) 背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動 向

- イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、 数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設 の規模及び配置を設定しなければならない。
- ウ 受託者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

(4) 臨港交通施設計画

旧

ア 受託者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- イ 受託者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑 に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施 設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を 設定しなければならない。
- ウ 受託者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して 臨港交通施設を計画しなければならない。

(5) 小型船だまり計画

ア 受託者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- イ 受託者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設の能力を考慮して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。なお、小型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、設計図書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- ウ 受託者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だまりの規模及び配置を設定しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

(6) マリーナ計画

ア 受託者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻 数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- イ 受託者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しな ければならない。
- (ア) マリーナの背後圏
- (イ) マリーナの種類(性格及び役割)
- (ウ) 立地適性、活動適性、建設適性
- ウ 受託者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数 を設定しなければならない。
- (ア) 背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動 向

東京都港湾局調查委託標準仕様書 新旧対照表

- (イ) 背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計
- なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往 の調査資料を収集して行うものとし、設計図書に定めのある場合は、
- エ 受託者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
- (ア) マリーナの有すべき機能と施設構成

現地調査による確認を行うものとする。

新

(イ) 水面保管、陸上保管割合と主要施設規模

(ウ) 周辺マリーナの保管見通し及び整備計画

- (ウ) 機能配置と動線計画
- (エ) 施設配置と全体計画
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。
- (7) 港湾環境整備施設等計画
 - ア 緑地等施設(海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等)
 - (ア) 受託者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければな らない。
 - (イ) 受託者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を 決定しなければならない。
 - (ウ) 受託者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の 規模を設定しなければならない。
 - (エ) 受託者は、設計図書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。
 - イ 廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉砕施設、廃油処理施設等)
 - (ア) 受託者は、廃棄物の種類別(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生 土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物)発生量及 び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しな ければならない。
 - (イ) 受託者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
 - (ウ) 受託者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定 し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計 画を検討しなければならない。

なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土 地利用計画を策定するものとする。

(エ) 受託者は、設計図書に定めのある場合、その定める対象範囲及び 期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

- (イ) 背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計
- (ウ) 周辺マリーナの保管見通し及び整備計画

旧

なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往 の調査資料を収集して行うものとし、設計図書に定めのある場合は、 現地調査による確認を行うものとする。

- エ 受託者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
- (ア) マリーナの有すべき機能と施設構成
- (イ) 水面保管、陸上保管割合と主要施設規模
- (ウ) 機能配置と動線計画
- (エ) 施設配置と全体計画
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。
- (7) 港湾環境整備施設等計画
 - ア 緑地等施設(海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等)
 - (ア) 受託者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
 - (イ) 受託者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を 決定しなければならない。
 - (ウ) 受託者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の 規模を設定しなければならない。
 - (エ) 受託者は、設計図書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。
 - イ 廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉砕施設、廃油処理施設等)
 - (ア) 受託者は、廃棄物の種類別(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生 土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物)発生量及 び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しな ければならない。
 - (イ) 受託者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
 - (ウ) 受託者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定 し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計 画を検討しなければならない。

なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土 地利用計画を策定するものとする。

(エ) 受託者は、設計図書に定めのある場合、その定める対象範囲及び 期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

	新	요중마까는 LTX E	旧	備考欄
	191			PRIF CY ENV
	(8) 土地造成及び土地利用計画 ア 受託者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。 (ア) ふ頭用地 (イ) 港湾関連用地 (ウ) 交流厚生用地 (エ) 工業用地 (オ) 都市機能用地 (カ) 交通機能用地 (キ) 危険物取扱施設機能用地 (ク) 緑地用地 (ケ) 廃棄物処理施設用地 (コ) 海面処分用地(海面処分・活用用地) (サ) 公共用地 イ 受託者は、設計図書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒア		(8) 土地造成及び土地利用計画 ア 受託者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。 (ア) ふ頭用地 (ウ) 交流厚生用地 (ナ) 都市機能用地 (カ) 交通機能用地 (キ) 危険物取扱施設機能用地 (ク) 緑地用地 (ケ) 廃棄物処理施設用地 (コ) 海面処分用地(海面処分・活用用地) (サ) 公共用地 イ 受託者は、設計図書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒア	
7. 1. 7 計画関連検討事項	(1) 工程計画 受託者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の 平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール (段階整備計画)を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。 (2)整備主体等 受託者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、 民間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。 (3)概算事業費の算出 ア 受託者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。 イ 受託者は、当該港湾における実績、類似港湾の事業例、その他の事例を参考に概算事業費を算出しなければならない。 (4)管理運営主体等 受託者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。 (5)事業採算性 ア 受託者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。 イ 受託者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採	7. 1. 7 計画関連検討事項	(1) 工程計画 受託者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の 平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール (段階整備計画)を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。 (2)整備主体等 受託者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、 民間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。 (3)概算事業費の算出 ア 受託者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。 イ 受託者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。 イ 受託者は、当該港湾における実績、類似港湾の事業例、その他の事例を参考に概算事業費を算出しなければならない。 (4)管理運営主体等 受託者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。 (5)事業採算性 ア 受託者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。 イ 受託者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採	

新 旧 備者欄 算性を検討するものとし、対象施設は、監督員の承諾を得なければなら 算性を検討するものとし、対象施設は、監督員の承諾を得なければなら ウ 受託者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年 ウ 受託者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年 数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監 数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監 督員の承諾を得なければならない。 督員の承諾を得なければならない。 (6) 法線計画 (6) 法線計画 ア 受託者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しな ア 受託者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しな ければならない。 ければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いな イ 受託者は、設計図書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いな ければならない。 ければならない。 (7) 開発効果 (7) 開発効果 ア 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定し ア 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定し なければならない。 なければならない。 イ 受託者は、開発(建設)投資の過程で発生する効果及び施設利用によ イ 受託者は、開発(建設)投資の過程で発生する効果及び施設利用によ ってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなけ ってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなけ ればならない。 ればならない。 ウ 受託者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済 ウ 受託者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済 効果の推計項目及び手法は、設計図書の定めによらなければならない。 効果の推計項目及び手法は、設計図書の定めによらなければならない。 なお、経済効果の推計項目及び手法が設計図書に定めのない場合は、 なお、経済効果の推計項目及び手法が設計図書に定めのない場合は、 監督員と協議するものとする。 監督員と協議するものとする。 エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、既存資料以外の物を用いて推 エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、既存資料以外の物を用いて推 計しなければならない。 計しなければならない。 オ 受託者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発 オ 受託者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発 効果を設計図書の定める項目により抽出、整理しなければならない。 効果を設計図書の定める項目により抽出、整理しなければならない。 (8) 実現化への課題 (8) 実現化への課題 受託者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項 受託者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項 目を含め整理し、提言しなければならない。 目を含め整理し、提言しなければならない。 ア 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題 ア 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題 イ 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題 イ 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題 ウ 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題 ウ 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題 7. 1. 8 7. 1. 8 成 果 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及 成 果 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及 びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 7. 1. 9 7. 1. 9 協議・報告 協議・報告は、第2章2.4.7協議・報告を適用する。 協議・報告 協議・報告は、第2章2.4.7協議・報告を適用する。

	新		IB	備考欄
7. 1. 10		7. 1. 10		
照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)使用する基準及び図書の適切性 (2)現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (3)基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性 (4)港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性 (5)施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性 (6)計画関連検討事項における各検討結果の適切性 (7)その他	照查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)使用する基準及び図書の適切性 (2)現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (3)基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性 (4)港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切』性 (5)施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性 (6)計画関連検討事項における各検討結果の適切性 (7)その他	
	第2節 環境影響評価調査		第2節 環境影響評価調査	
7. 2. 1		7. 2. 1		
適用の範囲	(1)本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。 (2)環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、7.2.3自然条件・社会条件の把握においてを取り扱うものとする。 なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。 (3)環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、7.2.4環境に関する現況把握においてを取り扱うものとする。なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。 (4)環境保全目標の検討に関する一般的事項は、7.2.5環境保全目標の検討においてを取り扱うものとする。 (5)環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、7.2.6環境予測及び影響評価においてを取り扱うものとする。 (6)環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、7.2.7成果においてを取り扱うものとする。 (7)環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、7.2.8協議・報告においてを取り扱うものとする。 (8)環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、7.2.8協議・報告においてを取り扱うものとする。		 (1)本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。 (2)環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、7.2.3自然条件・社会条件の把握においてを取り扱うものとする。 なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。 (3)環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、7.2.4環境に関する現況把握においてを取り扱うものとする。なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。 (4)環境保全目標の検討に関する一般的事項は、7.2.5環境保全目標の検討においてを取り扱うものとする。 (5)環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、7.2.6環境予測及び影響評価においてを取り扱うものとする。 (6)環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、7.2.7成果においてを取り扱うものとする。 (7)環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、7.2.8協議・報告においてを取り扱うものとする。 (8)環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、7.2.9 照査においてを取り扱うものとする。 	

新 旧 備者欄 7. 2. 2 7. 2. 2 計画準備 計画準備 (1) 受託者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握す (1) 受託者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握す るとともに「表5-1調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行 るとともに「表5-1調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行 に必要な事項を企画・立案しなければならない。 に必要な事項を企画・立案しなければならない。 また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。 また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。 表 5 - 1 調査項目 表 5-1 調査項目 項目 港湾計画 埋立事業 考 項 目 港湾計画 | 埋立事業 備 自然条件、社会条件の把握 \bigcirc 自然条件、社会条件の把握 環境に関する現況の把握 \bigcirc \bigcirc 環境に関する現況の把握 \bigcirc \bigcirc 環境保全目標の設定 \bigcirc 環境保全目標の設定 \bigcirc \bigcirc 埋立事業において \bigcirc 埋立事業において 影響予測及び影響評価 \bigcirc 影響予測及び影響評価 \bigcirc 施工中及 は、環境保全対策、環 施工中及 完成後の 完成後の は、環境保全対策、環 境監視計画の検討を び完成後 境監視計画の検討を 予測 び完成後 予測 の予測 行う。 の予測 行う。 (2) 使用する基準及び図書 (2) 使用する基準及び図書 受託者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が設計図書に定 受託者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が設計図書に定 めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。 めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。 7. 2. 3 7. 2. 3 **自然条件、社会条件** (1) 気象条件 自然条件、社会条件の 1(1) 気象条件 の把握 ア 受託者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、そ 把握 ア 受託者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、そ の特性を把握しなければならない。 の特性を把握しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を イ 受託者は、設計図書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を 調査しなければならない。 調査しなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域及び期間を調査しなけれ ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域及び期間を調査しなけれ ばならない。 ばならない。 (2) 水象条件 (2) 水象条件 ア 受託者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、そ ア 受託者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、そ の特性を把握しなければならない。 の特性を把握しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内 イ 受託者は、設計図書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内 容を調査しなければならない。 容を調査しなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな らない。 らない。 (3) 社会条件 (3) 社会条件 ア 受託者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、そ ア 受託者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、そ の特性を把握しなければならない。 の特性を把握しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産 イ 受託者は、設計図書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産

新 旧 備者欄 業等の項目及びその内容を調査しなければならない。 業等の項目及びその内容を調査しなければならない。 ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな らない。 らない。 (4)環境関連計画 (4) 環境関連計画 ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体 ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体 等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関 等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関 連計画を収集・整理しなければならない。 連計画を収集・整理しなければならない。 イ 受託者は、環境関連計画について設計図書に定めのある場合、その定 イ 受託者は、環境関連計画について設計図書に定めのある場合、その定 める計画を収集・整理しなければならない。 める計画を収集・整理しなければならない。 (5) 地域指定状況 (5) 地域指定状況 ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣 ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣 保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策 保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策 定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基 定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基 準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。 準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。 イ 受託者は、地域指定状況について設計図書に定めのある場合、その定 イ 受託者は、地域指定状況について設計図書に定めのある場合、その定 める地域指定事項を調査し整理しなければならない。 める地域指定事項を調査し整理しなければならない。 7. 2. 4 7. 2. 4 環境に関する現況把 (1) 大気質 環境に関する現況把 (1) 大気質 ア 受託者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その ア 受託者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その 現況を把握しなければならない。 現況を把握しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければな イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければな らない。 らない。 ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければな らない。 らない。 エ 受託者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準につい エ 受託者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準につい て | (昭和48年5月8日環境庁告示第25号)及び「二酸化窒素に係る て」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)及び「二酸化窒素に係る 環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)に定め 環境基準について | (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) に定め られる基準項目並びに設計図書に定める項目を環境基準との適合状 られる基準項目並びに設計図書に定める項目を環境基準との適合状 況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなけれ 況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなけれ ばならない。 ばならない。 オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わな オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わな ければならない。 ければならない。 (2) 潮流 (2) 潮流 ア 受託者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現 ア 受託者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現 況を把握しなければならない。 況を把握しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな らない。 らない。 ウ 受託者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理し ウ 受託者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理し

新

なければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の 要因の解析を行わなければならない。

(3) 水質

- ア 受託者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号) に定められる基準項目及 び設計図書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を 整理し、水質の状況を把握なければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

(4) 底質

- ア 受託者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)に定められる判定基準(以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。)項目及び設計図書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の設計図書に定める項目に関する過去からの推移に整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- カ 受託者は、設計図書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

(5) 騒音

- ア 受託者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現 況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな

なければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

(3) 水質

- ア 受託者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に定められる基準項目及 び設計図書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を 整理し、水質の状況を把握なければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

(4) 底質

- ア 受託者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)に定められる判定基準(以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。)項目及び設計図書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の設計図書に定める項目に関する過去からの推移に整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- カ 受託者は、設計図書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

(5) 騒音

- ア 受託者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな

東京都港湾局調查委託標準仕様書 新旧対照表

らない。

- ウ 受託者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」(昭和 46年5月25日閣議決定)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

(6) 振動

- ア 受託者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現 況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、最新のデータを基に、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

(7) 悪臭

- ア 受託者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)に定められる規制基準項目及び設計図書に 定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の 状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

(8) 自然環境

- ア 受託者は、対象区域の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーション地 及び設計図書に定める項目並びにその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな

らない。

旧

- ウ 受託者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」(昭 和 46 年 5 月 25 日閣議決定)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

(6) 振動

- ア 受託者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現 況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、最新のデータを基に、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

(7) 悪臭

- ア 受託者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現 況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)に定められる規制基準項目及び設計図書に 定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の 状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

(8) 自然環境

- ア 受託者は、対象区域の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、そ の現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーション地 及び設計図書に定める項目並びにその内容を調査しなければならな
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければな

		宜安 武保华仙怀音		
	新		IB	備考欄
	らない。 エ 受託者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状 況を把握しなければならない。		らない。 エ 受託者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状 況を把握しなければならない。	
7. 2. 5 環境保全目標の検討	(1)受託者は、設計図書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。(2)受託者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。	7.2.5 環境保全目標の検討	(1)受託者は、設計図書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。(2)受託者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。	
7.2.6 環境予測及び環境影響評価	(1) 大気質の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、7.2.4第1項エに示す環境基準及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (2) 潮流の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (3) 水質の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、7.2.4環境に関する現況把握第3項エに示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (4) 底質の影響評価 受託者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、7.2.4環	7. 2. 6 環境予測及び環境影響評価	(1) 大気質の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4第1項エに示す環境基準及び7. 2. 5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (2) 潮流の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (3) 水質の予測及び影響評価 ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。 イ 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。 イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4環境に関する現況把握第3項エに示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われている水域では、環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準及び7. 2. 5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」及び7. 2. 5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。 (4) 底質の影響評価 受託者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4環	

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表

の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(5) 騒音の予測及び影響評価

新

ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。

- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では7.2.4環境に関する現況把握第5項ウに示す環境基準に基づき、地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。
- ウ 受託者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号)」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」及び7. 2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(6)振動の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。

イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、7.2.4環境に関する現況把握第6項ウに定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(7)悪臭の影響評価

受託者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(8) 自然環境の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により 自然環境の状態を予測しなければならない。

- イ 受託者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上支障を生じないこと」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。
- (9) 環境保全対策及び環境監視計画の検討

ア 受託者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める検討内容により環境保全対策及び環境

の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(5) 騒音の予測及び影響評価

旧

ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。

- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では7.2.4環境に関する現況把握第5項ウに示す環境基準に基づき、地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。
- ウ 受託者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号)」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」及び7.
- 2. 5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(6)振動の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。

イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、7.2.4環境に関する現況把握第6項ウに定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(7)悪臭の影響評価

受託者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(8) 自然環境の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により 自然環境の状態を予測しなければならない。

イ 受託者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上支障を生じないこと」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(9) 環境保全対策及び環境監視計画の検討

ア 受託者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める検討内容により環境保全対策及び環境

	新		旧	備考欄
	監視計画を検討しなければならない。 (10)総合評価 ア 受託者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。 イ 受託者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。 (11)環境影響評価書 受託者は、設計図書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。		監視計画を検討しなければならない。 (10) 総合評価 ア 受託者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。 イ 受託者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。 (11) 環境影響評価書 受託者は、設計図書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。	
7.2.7 成果 7.2.8 協議・報告	受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数 及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 協議・報告は、第2章2.4.7協議・報告を適用する。	7.2.7 成果 7.2.8 協議・報告	受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 協議・報告は、第2章2.4.7協議・報告を適用する。	
7. 2. 9 照 查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1)使用する基準及び図書の適切性 (2)自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (3)環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (4)環境保全目標の各項目検討結果の適切性 (5)環境予測における予測結果の適切性 (6)影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性 (7)事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性 (8)個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性 (9)その他	7. 2. 9 照 查	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。 (1) 使用する基準及び図書の適切性 (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の定説性 (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性 (5) 環境予測における予測結果の適切性 (6) 影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性 (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性 (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性 (9) その他	

新	宜安武保华让惊音 机口对炽衣 旧	備考欄
付属資料	付属資料	
17 府 貝 17		

		新 ————————————————————————————————————													旧						
備考	但し、「環境調査」部門は「環境調査」の騒音審査、振動調査、悪臭調査を除く	但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者		し、港湾関係の実務経験が は5年以上、高卒者は8年 る者 - ************************************	ロし、成計は維持官型に関する業務 に限る 但し、技術開発は設計に関する業務	다 股 장		霊	但し、「環境調査」部門は	- 「環境調査」の騒音審査、 - 振動調査、悪臭調査を除 く		:	但し、港湾関係の実務経 験が3年以上ある者		:		. :	但し、測量士資格取得後8年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有する者とは用量上補資格取得後12年以上の経験を有し測量+小窓枚なもにあまま。ま	■上の資付を有した相 但し、港湾関係の実務経 験が大卒者は 5 年以上、 高卒者は8年以上ある者	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
開 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門		0 0						高算 フ°ログラム 国 3%	71172											0	
電算 プログラム 開発						0		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /													
技術開発		0 0			С			環境影響 調査 評価調書							0						
設計		0 0			0 0			次級・ 計画調査 新条調査				0				+	0				
世 神		0 0 0			_			点							0						
A.彰 ・ 計画 海象 調査 調査	0 0	0 0						上質調査 環境			0		0	0					0		
調査	0 0	0 0 0						探査工工工		0											
土質	0 0	0 0 0 0		0				各測量									0 0				
- 株 - 株 - 株 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大	0 0	0 0					茶	深浅測量 深浅測量 深浅測量	-	0					1		0 0				
深浅 水 湖	0 0	0 0	0 0				術者資格	通							1			0			
*************************************	港湾佈洋調査士 「総合」部門 「深浅測量」部門 「危險物探査」部門 「土質・地質調査」部門 「環境調査」部門 「気象・海象調査」部門		水路測量技術 「1 級 (沿岸)」 「1 級 (港灣)」	地質調査技士	海洋·港湾構造物維持管理士 新新華語物	- 基本情報技術者 - ※1 海岸に関する業務のみ適用	主任技術者及び照査技術者資格表	業務	港湾海洋調査土	「深浅測量」部門「危險物探查」部門	i i		ンピロンサンアイングマネージン	「抽質」部門	「建設環境」部門 (建設スペンパンの)	水路測量技術	[1級(沿岸)][1級(港湾)]	干普展	地質調查技士	基本情報技術者	

新	IB	備考欄
打合せ記録簿	打合せ記録簿	
第 回 件 名	第 回 件 名	
発 注 者 部・事務所 課	発注者部・事務所課	
受 託 者	受 託 者	
出発注者側	出 発注者側	
席 受託者側	席	
日 時 年 月 日()	日 時 年 月 日()	
打合せ場所 打合せ方式 会議・電話	打合せ場所 打合せ方式 会議・電話	
打合せ事項	打合せ事項	
頁 /	頁 /	
調査委託契約書		

新 旧 備者欄

(総則)

- 第1条 <mark>委託者</mark>及び<mark>受託者</mark>は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別 添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履 行しなければならない。
- 2 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々 履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、 仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。) までに履行するもの とし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定め がある場合を除き、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号 の定める ところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合 意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の 目的に供することができない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託するこ │ (一括再委託の禁止) とができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託 | (一般的損害等) 者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由によ り生じたものについては、委託者が負担する。

(業務責任者)

- 第5条 受託者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知職、技能、資格及び経験を有する者を業務 📗 責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求め ることができる。

調查委託契約書

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書 及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなけ ればならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約所に記載する契約期間、仕様書等により日々履 行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕 様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。)までに履行するものと し、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定め がある場合を除き、民法(明治 29 年法律第 89 号) 及び商法(明治 32 年法律第 48 号 の定める ところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意に よる専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的 に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することが できない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第4条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が その費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じた ものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

- 第5条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知職、技能、資格及び経験を有する者を業務責任 者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めるこ とができる。

(検査)

東京都港湾局調査委託標準仕様書新旧対照表

第7条 受託者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したとき は、直ちに、委託者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

新

- 2 前項の規定にかかわらず、<mark>委託者</mark>は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを 指示することができる。
- 3 前項の場合において、受託者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌 等を作成の上、これを委託者に提示して検査を受けなければならない。
- 4 受託者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 **受託者**は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 受託者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了した ものとする。

(再履行)

- 第8条 <mark>委託者</mark>は、受託者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずる ことができる。
- 2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、<mark>委託者</mark>に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。
- 第9条 受託者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、**委託者**は、受託者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために<mark>受託者</mark>に損害が生じても、**委託者**は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

- 第 10 条 受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が<mark>受託者</mark>の責に帰することができないものであるときは、**委託者**は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

- 第 11 条 受託者の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、 委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、<mark>受託者</mark>は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
- 4前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(検査)

第7条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直 ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

旧

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を 作成の上、これを甲に提示して検査を受けなければならない。
- 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

- 第8条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。
- 第9条 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、 乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲 は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

- 第10条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる.
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

- 第 11 条 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了する ことができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲 は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

東京都港湾局調查委託標準仕様書 新旧対照表

(契約内容の変更等)

第 12 条 委託者は、必要があると認めるときは、<mark>受託者</mark>と協議の上、この契約の内容を変更し、又 | は履行を一時中止させることができる。

新

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変 | により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託 者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

- 第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その | (契約保証金) 増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。
- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、<mark>委託者</mark>は、その差額を納入させる。 ただし、次の各号の一に該当するときは、受託者は、さらに納入を要しない。
 - (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上あるとき。
 - (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に 合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。
- 3 委託者は、受託者が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又 は第 17 条若しくは第 18 条の規定により契約が解除されたときは、受託者の請求に基づき 30 日 以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払い)

- 第15条 受託者は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、委託者が仕様書等によ り代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に 委託者に対して請求することができる。
- 2 受託者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合におい て、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求する ものとする。
- 3 委託者は、受託者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金 を支払わなければならない。
- 4 委託者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受託者に対し支払金額に政府契約の支払遅 延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定し た割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算 した額を遅延利息として支払うものとする。

(委託者の催告による解除権)

- 第 16 条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告 │ (甲の解除権) をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微でるときは、 この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

4前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を 一時中止させることができる。

旧

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変 により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相 手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

- 第14条前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その 増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。
- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。 ただし、次の各号の一に該当するときは、乙は、さらに納入を要しない。
 - (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。
 - (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に 合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。
- 3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又は第17 条若しくは第18条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき30日以内に契約保 証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払い)

- 第15条 乙は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により代金の 請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に甲に対し て請求することができる。
- 2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、 日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するもの とする。
- 3 甲は、乙から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わ なければならない。
- 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等 に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年 当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額を遅 延利息として支払うものとする。

- 第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込み が明らかにないと甲が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

東京都港湾局調査委託標準仕様書新旧対照表

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。

新

- (3) 正当な理由なく、第8条1項の再履行がなされないとき。
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、委託者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条の 2 <mark>委託者</mark>は、<mark>受託者</mark>が次の各号のいずれかに該当したときは、<u>直ちにこの</u>契約を解除 することができる。

- (1)第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、 又は担保の目的に供したとき。
- (2)業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなれれば契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7)暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第18条の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者(受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

旧

- (4) 乙が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 第 1 項の規定に該当すると 判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 乙は、契約保証金の納付がなく、第 1 項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第 16 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

新備考欄

第16条の3

次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は契約金額の 100 分の 10 に相当する額 を違約金として委託者に納付しなければならない。

- (1)前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2)受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2)受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約 保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

- 第17条 <mark>委託者</mark>は、必要があるときは、<mark>受託者</mark>と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

- 第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定により、<mark>委託者</mark>が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第 12 条の規定により、<mark>委託者</mark>が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除等の伴う措置)

- 第 19 条 契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
- 2 受託者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は<mark>毀</mark>損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当骸物件を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第 12 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
 - (2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除の伴う措置)

- 第 19 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完 了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当骸物件を撤去(甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

東京都港湾局調査委託標準仕様書 新旧対照表

場所等の原状回復を行わないときは、<mark>委託者</mark>は、<mark>受託者</mark>に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、<mark>受託者</mark>は、<mark>委託者</mark>の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、<mark>委託者</mark>の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

新

5 第 2 項及び第 3 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第 16 条、第 16 条の 2 又は第 16 条の 3 第 1 項若しくは同条第 2 項の規定により契約が解除された場合等においては、委託者が定め、第 17 条又は前条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第20条 受託者は、第16条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、<mark>委託者</mark>に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において は、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 21 条 <mark>委託者</mark>は、<mark>受託者</mark>に対して有する金銭債権があるときは、<mark>受託者</mark>が<mark>委託者</mark>に対して有する 契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 22 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている<mark>催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</mark>

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、<mark>委託者と受託者とが</mark>協議の上、定めるものとする。

第24条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

旧

5 第 2 項及び第 3 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 16 条 又は第 16 条の 2 の規定によるときは甲が定め、第 17 条又は前条の規定によるときは、甲乙協議 して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第20条 乙は、この契約に関して、第16条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条 第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 条 第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。
 - (2) 第16条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、 超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 21 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及 びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 22 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の 交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

果只都港湾局調査委託標準仕禄書 新旧对照表				
新	IB	備考欄		
暴力団等排除に関する特約条項(委託契約)				
		(追加)		
(暴力団等排除に係る契約解除)				
第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日				
付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当するとして(受託者が事				
業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に				
基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、				
何ら催告を要しないものとする。				
2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生				
じても、その責めを負わないものとする。 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用す				
3				
3° 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用する				
ものとする。				
5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等につい				
ては、委託者が定めるものとする。				
(再委託禁止等)				
第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の競				
争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった				
者(以下「排除要請者」という。)に再委託してはならない。				
2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託				
していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。				
4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由				
がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることがで				
きる。				
(不当介入に関する通報報告)				
第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した				
者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく委託者への報告				
及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)				
並びに捜査上必要な協力をしなければならない。				
2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2				
通作成し、1 通を委託者に、もう1 通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、 緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告				

及び管轄警察署に提出しなければならない。				
3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対し				
て報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。				
4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報				
告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講				
ずることができる。				
		,		
		,		

新	IB	備考欄
基準類改定部会部会員 基準類改定部会部会員	港湾局基進類檢討 WC 委員名簿	

区分	氏 名	所属
部会長	福永 太平	臨海開発部 開発調整担当部長
副部会長	村田 拓也	港湾整備部長
副部会長	葛西 孝周	東京港建設事務所長
委 員	渡辺 宗	港湾整備部 整備調整担当課長
委 員	羽田 昭広	港湾整備部 施設建設課長
委 員	福谷 寛二	東京港管理事務所 海上公園整備担当課長
委 員	橋本憲太朗	東京港建設事務所 浚渫工事課長
委 員	吉田 晃章	東京港建設事務所 施設整備課長
委 員	田中 茂雄	東京港建設事務所 埋立整備課長
委 員	野田 聡	東京港建設事務所 道路整備担当課長
事務局	枡山 了太	離島港湾部 建設課長
事務局	樋口 友行	東京港建設事務所 港湾整備課長

WG 構成員

区分	氏 名	所属
構成員	山本 欣二	離島港湾部 建設課 統括課長代理 (漁港設計担当)
構成員	秋山 秀登	東京港建設事務所 港湾整備課 課長代理(港湾設計調整担当)
構成員	藤原 昌之	港湾整備部 建設調整課 課長代理 (無電柱化調整担当)
構成員	西村 賢仁	港湾整備部 施設建設課 統括課長代理(施設調整担当)
構成員	山下 晃三	東京港管理事務所 臨海地域管理課 課長代理(施設担当)
構成員	源 隆博	東京港建設事務所 浚渫工事課 課長代理(設計測量担当)
構成員	平井 浩	東京港建設事務所 施設整備課 主任(建築担当)
構成員	堤 洋平	東京港建設事務所 埋立整備課 課長代理(課務担当)
構成員	斉藤 吉弘	東京港建設事務所 港湾整備課 統括課長代理(調整担当)
構成員	高野 稜人	東京港建設事務所 港湾整備課 主任(道路橋梁建設担当)
事務局	羽沢 幸司	離島港湾部 建設課 統括課長代理(工務担当)
事務局	荻野 輝之	東京港建設事務所 港湾整備課 統括課長代理(工務担当)
オブザーバー	川村 信一	港湾整備部 技術管理課 統括課長代理(指導調査担当)
オブザーバー	月舘 権二	港湾整備部 技術管理課 主任(指導調査担当)

区	分	氏 名	所 属
座	長	堀江 健二	東京港管理事務所副所長(高潮対策センター所長)
事務	局長	手塚 博治 (奥平 幸男)	港湾整備部 技術管理課長
委	員	磯山 稔	臨海開発部 建築施設計画担当課長
委	員	関田 国吉 神谷 龍彦	臨海開発部 海上公園計画担当副参事 (東京港管理事務所 臨海地域管理課長)
委	員	村田 拓也 (山岡 達也)	港湾整備部 整備調整担当副参事 (〃 整備調整担当課長)
委	員	齊藤 徹	港湾整備部 施設建設課長
委	員	山岡 達也 (小林 英樹)	離島港湾部 建設課長
委	員	建石 美憲 (手塚 博治)	東京港建設事務所 港湾整備課長
委	員	片寄 光彦	東京港建設事務所 埋立海岸整備課長
委	員	鈴木 和実	東京港建設事務所 沖合埋立整備課長
委	員	阿部 和行	東京港建設事務所 浚渫工事課長
委	員	渡邉 俊幸	東京港建設事務所 施設整備課長
委	員	前川 修 (竹下 克)	東京港埠頭(株) 技術部 設備課長

二段書()は平成21年7月までの委員

作業部会名簿

区 分	氏 名	所 属
部会班長	須藤 満久	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係長
部会員	細谷 英勝	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係長
部会員	渡辺 昭	東京港管理事務所 臨海地域管理課 施設係長
部会員	石岡 良一	東京港建設事務所 港湾整備課 道路橋梁設計係次席
部会員	三浦 昇	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係主任
部会員	白川 学	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係次席
部会員	鶴田 健太郎	東京港建設事務所 沖合埋立整備課 設計第二係次席
事務局	片桐 健二	港湾整備部 技術管理課 積算基準担当係長
事務局	末村 計	港湾整備部 技術管理課 課務担当係長
事務局	米澤 尚樹	港湾整備部 技術管理課 建築指導担当係長